
資料

1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日
大阪市条例第24号

目 次

前 文

第1章 総 則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第24条）

第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条・第26条）

附 則

大阪市は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。

しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。

今日の環境問題が、地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する責務を有している。

大阪市は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の総意として、ここに、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に資するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保

- (4) 本市の区域の自然的・社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- (5) 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的・文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
- (6) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
- (7) 地球環境保全に資する施策の推進

2 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的な調整を行い、これを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する目標、施策の方向、配慮の指針その他の重要事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ大阪市環境審議会の意見を聞くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定に当たっての措置)

第10条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の積極的な低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(自主環境管理)

第11条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境の保全及び創造に資するよう自ら環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第12条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制の措置)

第13条 本市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第14条 本市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため必要があると認めるときは、経済的なその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の適正管理及び循環的利用)

第15条 本市は、事業者及び市民による資源の適正な管理及び循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第16条 本市は、環境の保全及び創造に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定及び検査の実施等)

第17条 本市は、環境の状況を把握をするため必要な監視、測定及び検査を実施するものとする。

2 本市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定、実施に必要な調査研究を行うとともに、環境の保全及び創造に資するため、研究開発の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第18条 本市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、施設の整備及び充実を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な活動を促進するための措置)

第19条 本市は、市民等の環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第20条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第21条 本市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等に係る苦情の処理)

第22条 本市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、他の行政機関と協力して、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(公害健康被害の救済)

第23条 本市は、公害に係る健康被害の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第24条 本市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進のための施策

(地球環境保全に資する施策の推進)

第25条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2. 環境基準及び規制基準等

1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
昭和56年6月17日 環境庁告示第47号からの抜粋)

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのぞましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環境基準

- ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。
- イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達成期間

- ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）
- ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。
また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、現状程度の水準を維持し、又これを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

(3) 評価について

- ア 昭和48年6月12日付環大企第143号通達の要約
環境基準に照らして二酸化いおう、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。
短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。
長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準の1時間値の1日平均値に照らして評価することをいう。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合には、このような取扱いは行わずに評価することとされている。

イ 昭和53年7月17日付環大企第262号の通達の要約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別 表

物 質	二酸化いおう	一 酸 化 炭 素	浮遊粒子状物質	二 酸 化 窒 素	光化学オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が0.04 ppm以下であり、 かつ、1時間値 が0.1ppm以下 であること。	1時間値の1日 平均値が10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下であ ること。	1時間値の1日平均 値が0.10mg/m ³ 以 下であり、かつ、1時 間値が0.20mg/m ³ 以 下であること。	1時間値の1日 平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾー ン内又はそれ以 下であること。	1時間値が0.06ppm 以下であること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過補集による重量 濃度測定方法または この方法によって測 定された重量濃度と 直線的な関係を有す る量がえられる光散 乱法、圧電天びん法 若しくはベータ線吸 收法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリウム 溶液を用いる吸光光 度法または電量法

(備 考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(注)

昭和53年7月改定までの二酸化窒素に係る環境基準は「1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること」となっている。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり $2.0\text{ k}\ell$ 以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q = 0.6 \left\{ \sum (C \cdot V) \right\}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (Nm^3/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量

($10^4 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 、乾き、 O_2 : 0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q = 0.6 \left\{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \right\}^{0.95}$$

C_i ：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i ：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 ($10^4 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 、乾き、 O_2 : 0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり $0.8\text{ k}\ell$ 以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q = 2.0 \times W^{0.85}$$

ただし、昭和52年10月1日以降に新增設がある場合は、

$$Q = 2.0 \times W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{(W + W_i)^{0.85} - W^{0.85}\}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (Nm^3/h)

W：原料及び燃料使用量 ($\text{k}\ell/\text{h}$)

W_i ：新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 ($\text{k}\ell/\text{h}$)

3. 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日 環告第59号
 改正 昭和49年 環告第63号
 同 昭和50年 環告第3号
 同 昭和57年 環告第46号
 同 平成5年 環告第16号
 同 平成5年 環告第65号
 同 平成7年 環告第5号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準 (23項目)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg / ℓ 以下
砒素	0.01 mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg / ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg / ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg / ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg / ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg / ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロベン	0.002 mg / ℓ 以下
チウラム	0.006 mg / ℓ 以下
シマジン	0.003 mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg / ℓ 以下
セレン	0.01 mg / ℓ 以下

- (注) 1. 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定されて以来、数回の改正を経て、平成5年3月8日付環告第16号をもって、健康項目は、従来の9項目から23項目となった。
2. 対象水域は全公共用水域、達成期間については、「直ちに達成し、維持するよう努める」ものとする。
3. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。
4. 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下、生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。
5. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND（定量限界未満）が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg / ℓである時、またNDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg / ℓを超える検体数が総検体数の37%未満であるとき、環境基準適合とする。
 (平成5年3月8日、環水管第21号 環境庁水質保全局長通達)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河 川

類型 利用目的 の適応性 項 目	AA	A	B	C	D	E
水道 1 級 自然環境保 全及び A 以 下の欄に掲 げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以 下の欄に掲 げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級・農業用 水及び E の 欄に掲げる もの	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	1 mg/l 以下	2 mg/l 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	8 mg/l 以下	10 mg/l 以下
浮 遊 物 質 量 (SS)	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	25 mg/l 以下	50 mg/l 以下	100 mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと する。
溶 存 酸 素 量 (DO)	7.5 mg/l 以上	7.5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	5 mg/l 以上	2 mg/l 以上	2 mg/l 以上
大 腸 菌 群 数	50 MPN /100 ml 以下	1,000 MPN /100 ml 以下	5,000 MPN /100 ml 以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1のとおりとする。					

- (注) 1. 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上と
 する。
 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道2級：沈でんろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水
 産生物用。
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 6. 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの。
 7. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ. 海 域

① pH、COD、DO、大腸菌、油分

類型 利用目的 の適応性 項目	A 水産1級 水 自然環境保全 及びB以下の欄に掲 げるもの	B 水産2級 工業用 水 及びCの欄に掲げる もの	C 環境保全	対象水域等
水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	対象水域及びその水 域が該当する水域類 型並びに達成期間 は、図-2のとおり とする。
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/l以下	3mg/l以下	8mg/l以下	
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/l以上	5mg/l以上	2mg/l以上	
大腸菌群数	1,000MPN/100ml以下	—	—	
n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—	

- (注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml
以下とする。
 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 3. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

② 全窒素、全燐

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	環 境 基 準 値		対象水域等 図-3とおり
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg / ℥ 以下	0.02mg / ℥ 以下	
II	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg / ℥ 以下	0.03mg / ℥ 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg / ℥ 以下	0.05mg / ℥ 以下	
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0 mg / ℥ 以下	0.09mg / ℥ 以下	

(備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

2. 水産1種：底生魚貝類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚貝類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度。

[水域類型指定及び暫定目標の設定]

東京湾及び大阪湾の各水域毎の類型の当てはめについて、関係自治体との協議が重ねられた結果、平成7年2月28日付環境庁告示第5号により、全窒素、全燐の水質環境基準に係る類型指定がなされた。

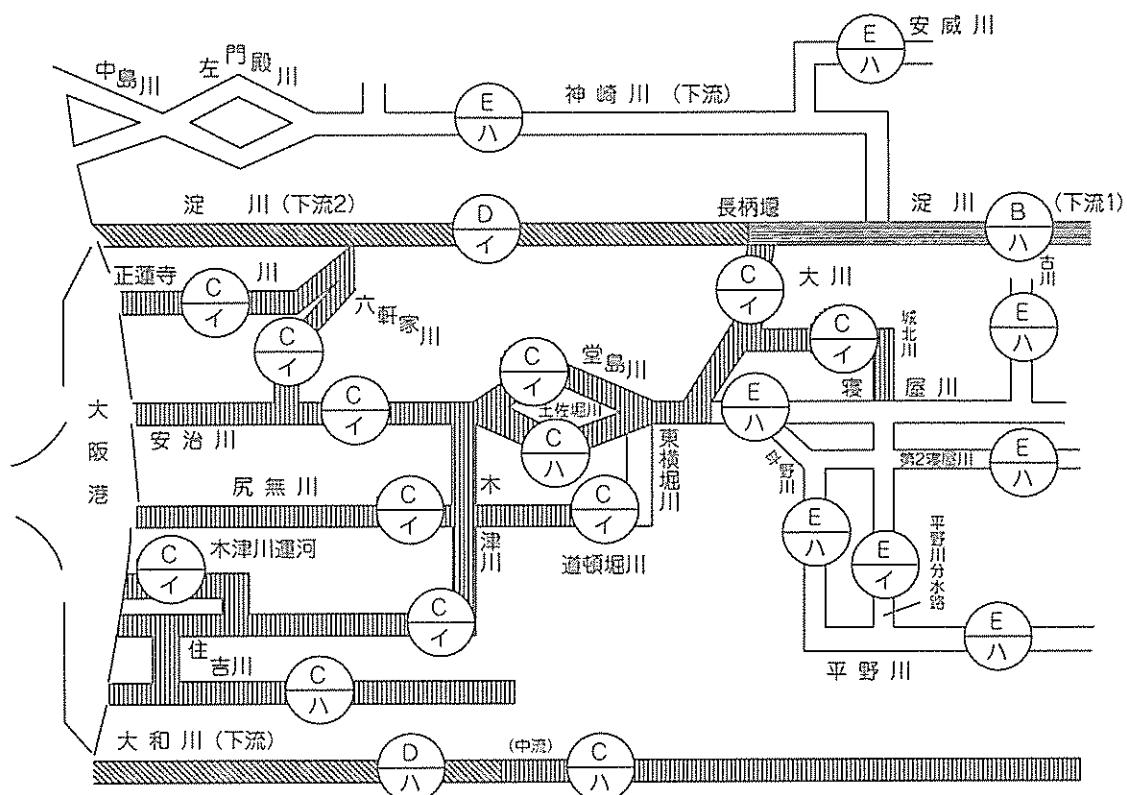
なお、将来の水質予測によると、現在見込み得る対策を行ったとしても、これらの水域において、5年後ただちに全窒素、全燐に係る環境基準値を達成することが困難であると考えられることから、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。」とし、平成11年度における暫定目標が設定された。

大阪湾の全窒素、全燐に係る類型指定及び暫定目標

水 域	該当類型	暫 定 目 標 (平成11年度)	
大阪湾(イ)	IV	全窒素	1.2 mg / ℥
大阪湾(口)	III	全窒素	0.68mg / ℥
大阪湾(ハ)	II	全窒素	0.42mg / ℥、全燐 0.034mg / ℥

(注) 大阪湾(イ)の全燐及び大阪湾(口)の全燐については、引き続きそれぞれ類型IV及びIIIの基準値が維持されるよう努めるものとする。

図-1 大阪市内河川水質環境基準類型図



(凡例)						
類型	B C D E 未指定					
達成期間	<table border="1"> <tr> <td>類型</td></tr> <tr> <td>達成期間</td></tr> </table>				類型	達成期間
類型						
達成期間						
イ 直ちに達成						
□ 5年以内で可及的速やかに達成						
ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成						

(注) 神崎川、淀川、大和川、寝屋川は昭和45年9月に、大阪港は昭和46年12月に、平野川、第2寝屋川は昭和50年10月に、その他は平成4年2月にそれぞれ類型指定または見直しが行われている。

環境基準の類型指定の見直しについて（平成4年2月26日）

（経緯）

近年、河川敷等を利用し、遊歩道や広場など親水性や景観に配慮した河川空間の整備がまちづくりとあわせて進められるなど、河川が都市生活の中で魅力的な水とのふれあい空間として貴重なものになってきている。一方で、開発が山間部に及ぶなど都市化が進展し、河川をとりまく環境が大きく変化してきている。

このため大阪府では、平成4年2月26日付け大阪府告示第209号により「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」を行い、新たに9河川を類型指定するとともに、現在類型指定している52河川のうち12河川について魚が生息するのに良好な水質（C類型以上）をめざし、類型のランクをアップすることにした。

（基本的な考え方）

① 新たに類型指定する河川については、一定規模以上の主要な河川を類型指定することを原則としつつ、利水状況を勘案して、規模の小さな河川についても類型指定を行う。また、潤いとふれあいのある水辺環境を創造するため、府民が日常生活に接する機会が多い河川についても、積極的に類型指定を行う。

具体的な類型のあてはめについては、現在良好な水質の河川はこれを保全し、汚濁の進んでいる河川は、可能な限り魚の生息に良好な水質の類型を目指す。

② 類型指定の見直しについては、当初の目標である環境基準を十分達成している河川について、さらに魅力ある河川とするため、よりよい水質をめざして魚の生息に良好な水質の類型に見直しを行う。

（類型指定の内容） …… 大阪市域分のみ掲載

・新たな類型指定河川 …… 2河川水域

水 域	河 川	旧 類 型 指 定		→	新 類 型 指 定	
		該 当 類 型	達 成 期 間		該 当 類 型	達 成 期 間
寝屋川	平野川分水路（全域）	—	—	→	E	イ
	古川（全域）	—	—		E	ハ

・類型指定見直し河川 11 河川水域

水 域	河 川	旧 類 型 指 定		→	新 類 型 指 定	
		該当類型	達成期間		該当類型	達成期間
大阪市内河川	大川及び城北川 *	C	イ	→	C	イ
	堂島川 (全域)	D	イ		C	イ
	土佐堀 (全域)	E	ハ		C	ハ
	安治川 (全域)	E	イ		C	イ
	道頓堀川 (全域)	E	ハ		C	イ
	尻無川 (全域)	E	口		C	イ
	木津川 (全域)	E	ハ		C	イ
	住吉川 (全域)	E	ハ		C	ハ
	六軒家川 (全域)	E	ハ		C	イ
	正蓮寺川 (全域)	E	口		C	イ
	木津川運河 (全域)	E	ハ		C	イ

注) *印については、区域についての見直しである。

(平成4年2月26日付 大阪府告示第209号)

図-2 大阪湾環境基準類型図 (C O D等)

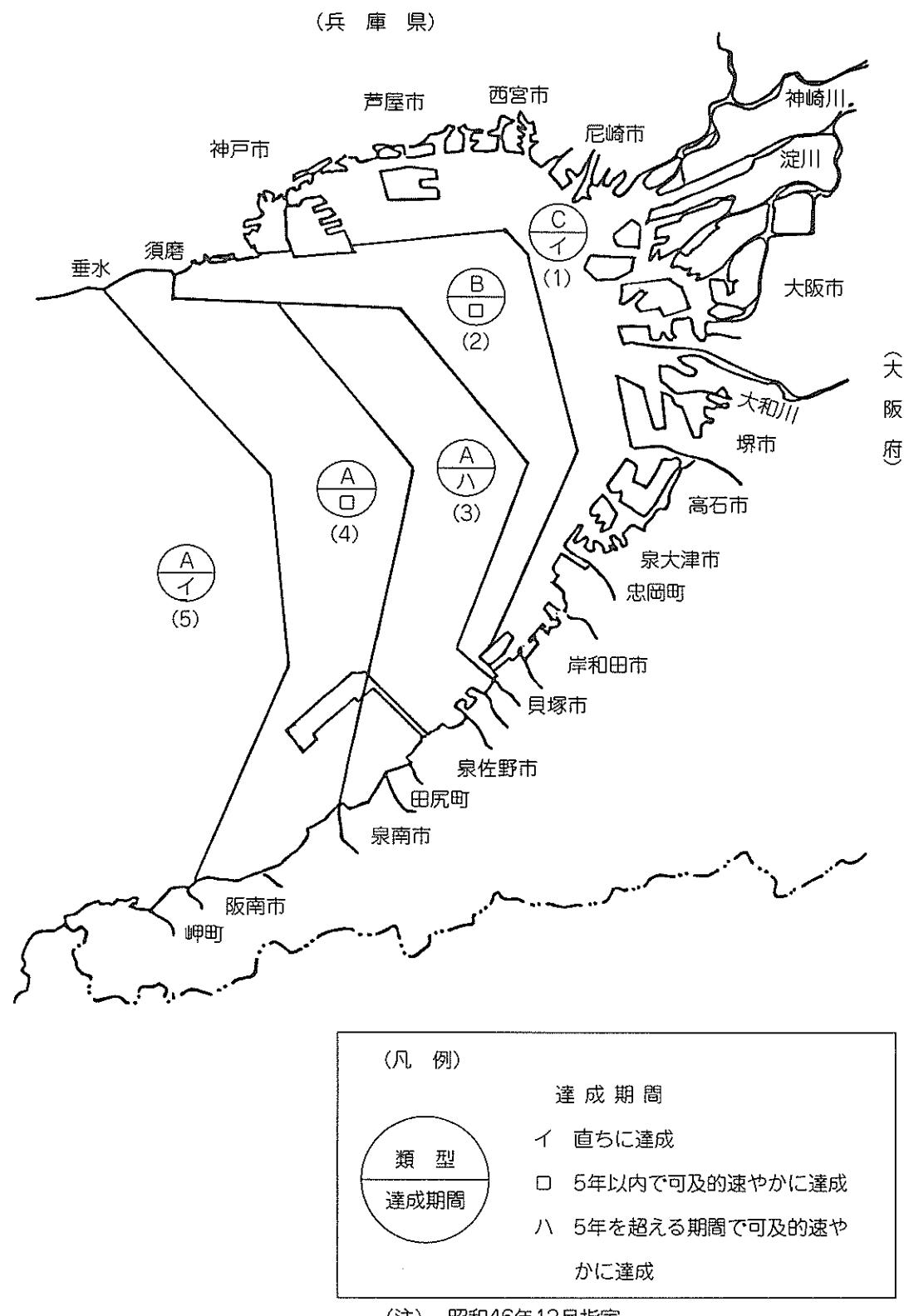
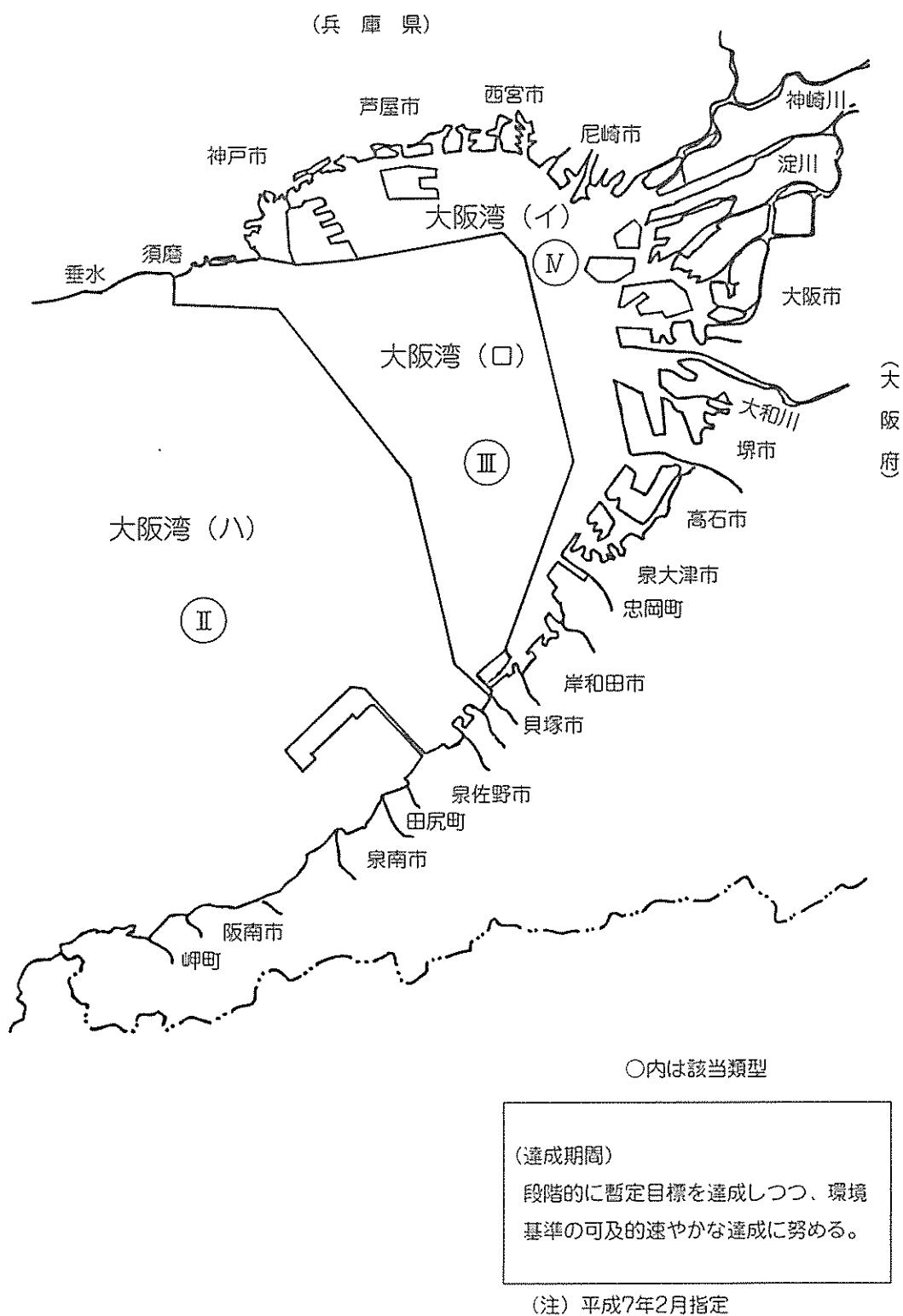


図-3 大阪湾環境基準類型図（全窒素、全燐）



(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{I}{S} \quad (\text{ppm})$$

$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$

(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出したと値する。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振巾 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。
- 3) 2) の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。

別紙2

P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に関係あるものの抜粋）

項目	根拠法令	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例及び生活環境保全条例		※3 下水道法	※4 大阪市下水道条例
			その他の地域	上水源地域		
有害物質（健康項目）	カドミウム	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1
	シアシン	1	検出されないこと	1	1	1
	有機リシン	1	検出されないこと	1	1	1
	鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	クロム（6価）	0.5	0.05	0.5	0.5	0.5
	ヒ素	0.1	0.05	0.1	0.1	0.1
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	有機水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	P C B	0.003	検出されないこと	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.3	0.003	0.3	0.3	0.3
	テトラクロロエチレン	0.1	0.01	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.1
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.1
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他（生活環境項目）	p H	5.8~8.6 ※1	5.8~8.6		5~9	5~9
	B O D	160	業種別、水量毎に定められている	600	600	(2,600) ※6
	〃(日間平均値)	120			---	---
	C O D	160		---	---	---
	〃(日間平均値)	120		---	---	---
	S S	200		600	600	(2,600)
	〃(日間平均値)	150		5	5	
	油(鉱物油)	5		30	30	水量区分毎に異なる
	〃(動植物油)	30				
	フェノール類	5	既設5 新設1	1	5	5
	銅	3		3	3	
	亜鉛	5		5	5	
	鉄(溶解性)	10		10	10	
	マンガン(溶解性)	10		10	10	
目	クロム	2		2	2	
	ふつ素	15		15	15	
	窒素	120		---	---	
	〃(日間平均値)	60		---	---	
	りん	16		---	---	
	〃(日間平均値)	8		---	---	
	ほう素	---	2	---	2	
	大腸菌群数※2(日間平均値)	3,000	3,000	---	---	
	温度	---	---	---	45℃	
	ヨウ素消費量	---	---	---	220	
	色又は臭気	---	※5	---	※5	

(注) ※1 海域に排出する場合はpH 5.0~9.0

単位 (mg/l)

※2 大腸菌群数は、1cm³中の個数で示す

※3 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※4 除害施設の設置を必要とする基準を示す

※5 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

※6 BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定に基づく、污水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/lを限度として基準を適用する。

4. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

本市の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、環境基準は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 夕	夜 間
A 地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A 地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B 地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B 地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

（注）本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	当 該 地 域
AA	大阪市内該当なし
A	第1種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第2種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

〔 昭和47年大阪府公告第307号
昭和49年大阪府公告第135号
平成6年大阪府公告第165号 〕

5. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値 (単位 W E C P N L)
I	70 以 下
II	75 以 下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	当 該 地 域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和51年大阪府公告第90号)
(平成6年大阪府公告第166号)

環境基準は、公用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛 行 場 の 区 分	達 成 期 間	改 善 目 標
新設飛行場 第3種空港及びこれに準ずるもの	直ちに	
第2種空港 (福岡空港を除く)	5年以内	
	B 10年以内	5年以内に、85W E C P N L未満とすること又は、85W E C P N L以上の地域において屋内で65W E C P N L以下とすること。
新東京国際空港		
第1種空港 (新東京国際空港を除く) 及び福岡空港	10年間をこえる期間内に可及的速やかに	1. 5年以内に、85W E C P N L未満とすること又は、85W E C P N L以上の地域において屋内で65W E C P N L以下とすること。 2. 10年以内に、75W E C P N L未満とすること又は、75W E C P N L以上の地域において屋内で60W E C P N L以下とすること。

W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)
1日2~3回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しづがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としづかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。
このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて [Weighted] 作られた単位がW E C P N Lである。

$$W E C P N L = d B(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

ただし、 $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$

N_2 : 昼 (AM7~PM7) の機数 N_3 : 夕 (PM7~PM10) の機数

N_4 : 深夜 (PM10~PM12) の機数 N_1 : 深夜 (AM0~AM7) の機数

6. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基 準 値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

地域の類型 I 、 II については次のとおりである。

地域の類型	当 該 地 域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年大阪府公告第147号)
(平成6年大阪府公告第167号)

環境基準は、関係行政期間及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時直ちに	
b	75デシベルを超える区域	イ 7年以内	開業時から3年以内	開業時直ちに
	80デシベル未満の区域	口 10年以内		
c	70デシベルを超える 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

(備考) b の区域中イとは、地域類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、口とはイを除く区域をいう。

7. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

[騒音]

(単位: デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午前9時～ 翌日午前6時)
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域 工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベル減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

[振動]

(単位: デシベル)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午前9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域 第一種・第二種住居地域 準住居地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域、工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベル減じた値とする。
 2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
 3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

[騒音]

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を除く)							
2. ひょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機を使用する作業							
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業							
6. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							
7. コンクリートカッターを使用する作業							
8. 鋼球を使用する破壊作業							

[振動]

特定建設作業の種類	敷地境界における振動の大きさ	作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)							
2. 鋼球を使用する破壊作業							
3. 補装版破碎機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業							

(備考) 1号区域：第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域。

2号地域：工業地域及び工業専用地域の一部のうち、1号区域に該当する地域以外の地域。

(工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2の規定に基づき)
府知事が告示した地域。

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地 域	市 内 全 域 (工業専用地域の一部を除く)
業 種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
音 韶 機 器	① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置
使 用 禁 止 時 間	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- (1) 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2第1項に規定する地下街に立地している場合。
- (2) 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合。
- (3) 飲食店等の営業所の建物の構造、周辺の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	午後11時から翌日の午後6時 (ただし、①の飲食店営業と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)
規制対象	① 飲食店営業（露店等において営む飲食店営業は除く）(*) ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業 (カラオケ営業) (*) ③ 遊泳場営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッティング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ ガソリンスタンド又は有料洗車場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業 (*) ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業 (*)
規制地域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

(備考) (*) 第1・2種中高層住居専用地域および第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主たる出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路(指定道路)に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地 域 区 分	単位(デシベル)
第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域	60
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	70
工業地域、工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	75

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時(日曜日その他の休日にあっては、午前10時)までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- 病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- 幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- 地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあっては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

8. 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

① 規制地域

大阪市の区域

② 敷地境界線基準

特定悪臭物質名	規制基準 (ppm)	特定悪臭物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

③ 排出口基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m \quad (H e が 5m 未満となる場合はこの式は適用しない)$$

$$\left. \begin{array}{l} q : 流量 \ (Nm^3/\text{時}) \\ H e : 補正された排出口の高さ \ (m) \\ C m : 敷地境界線基準で定められた値 \ (ppm) \end{array} \right\}$$

④ 排出水中基準

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオナルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

k 次の表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_m 敷地境界線基準値

1	メチル メルカブタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
		0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
		0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカブタンについては、第2項第3号で算出した排出水中の濃度の地が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(2) 大阪市悪臭防止指導要綱による指導基準

敷地境界線基準		臭 気 濃 度 10				
排 出 口 基 準	臭気濃度表					(注) H…排出口の実高さ Q…排出ガス量
	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H	
	Q (m ³ /分)					
	Q < 30	400	600	800	1,000	
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800	
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600	
	300 ≤ Q	150	200	300	400	

(備考) 悪臭濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

9. 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)
(改正 平成6年2月21日 環境庁告示第25号)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアノ	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表4に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
シスー1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法

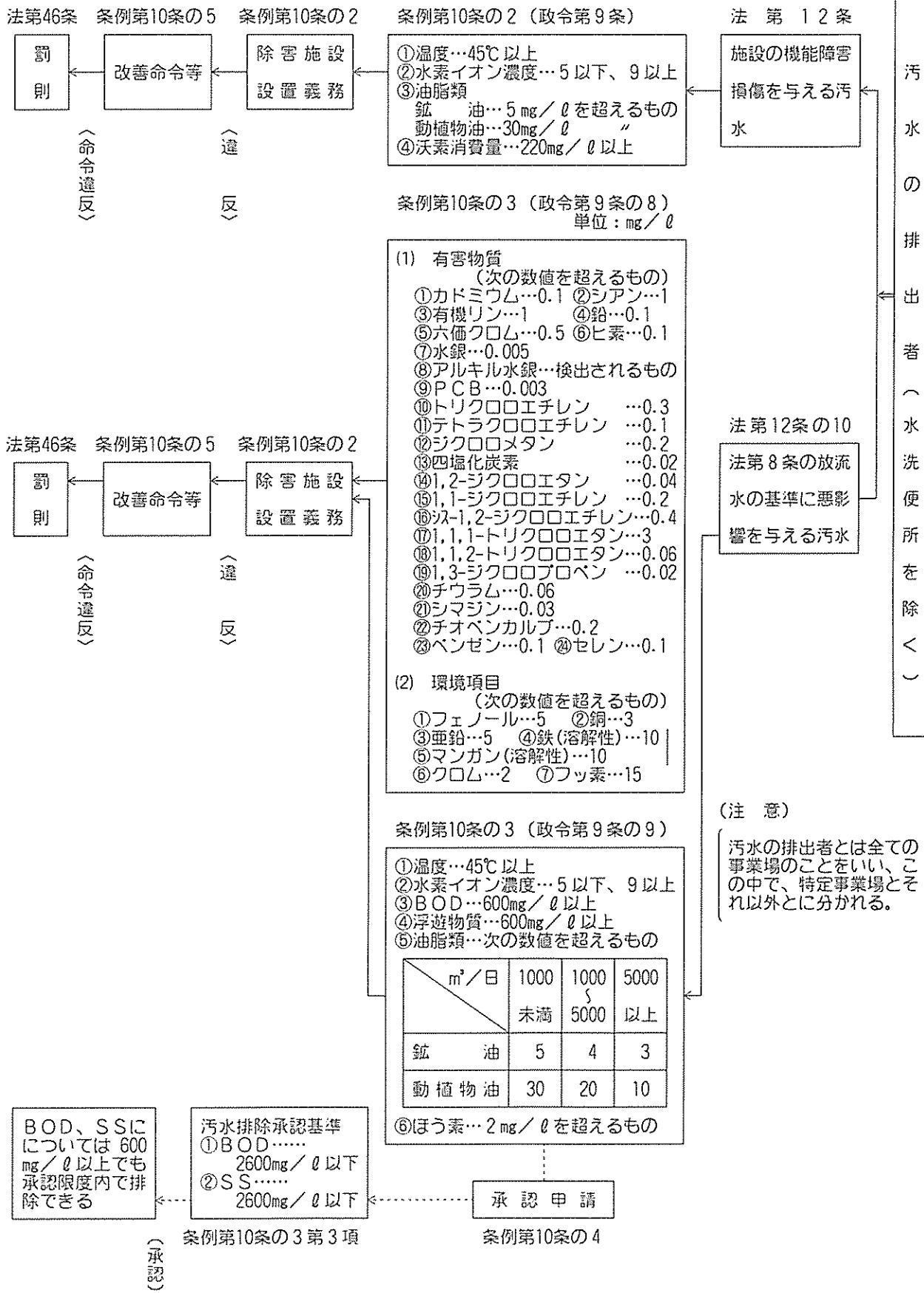
項目	環境上の条件	測定方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℥につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1、第 2 若しくは第 3 に掲げる方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℥につき 0.006 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5 に準ずる方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1、第 2 若しくは第 3 に掲げる方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℥につき 0.03 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1、第 2 若しくは第 3 に掲げる方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℥につき 0.01 mg 以下であること。	日本工業規格 K 0125 の 5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1、第 2 若しくは第 3 に掲げる方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 ℥につき 0.002 mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
チウラム	検液 1 ℥につき 0.006 mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法
シマジン	検液 1 ℥につき 0.003 mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 8 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 ℥につき 0.02 mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 8 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 ℥につき 0.01 mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表 6 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法
セレン	検液 1 ℥につき 0.01 mg 以下であること。	規格 67.2 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法

備考

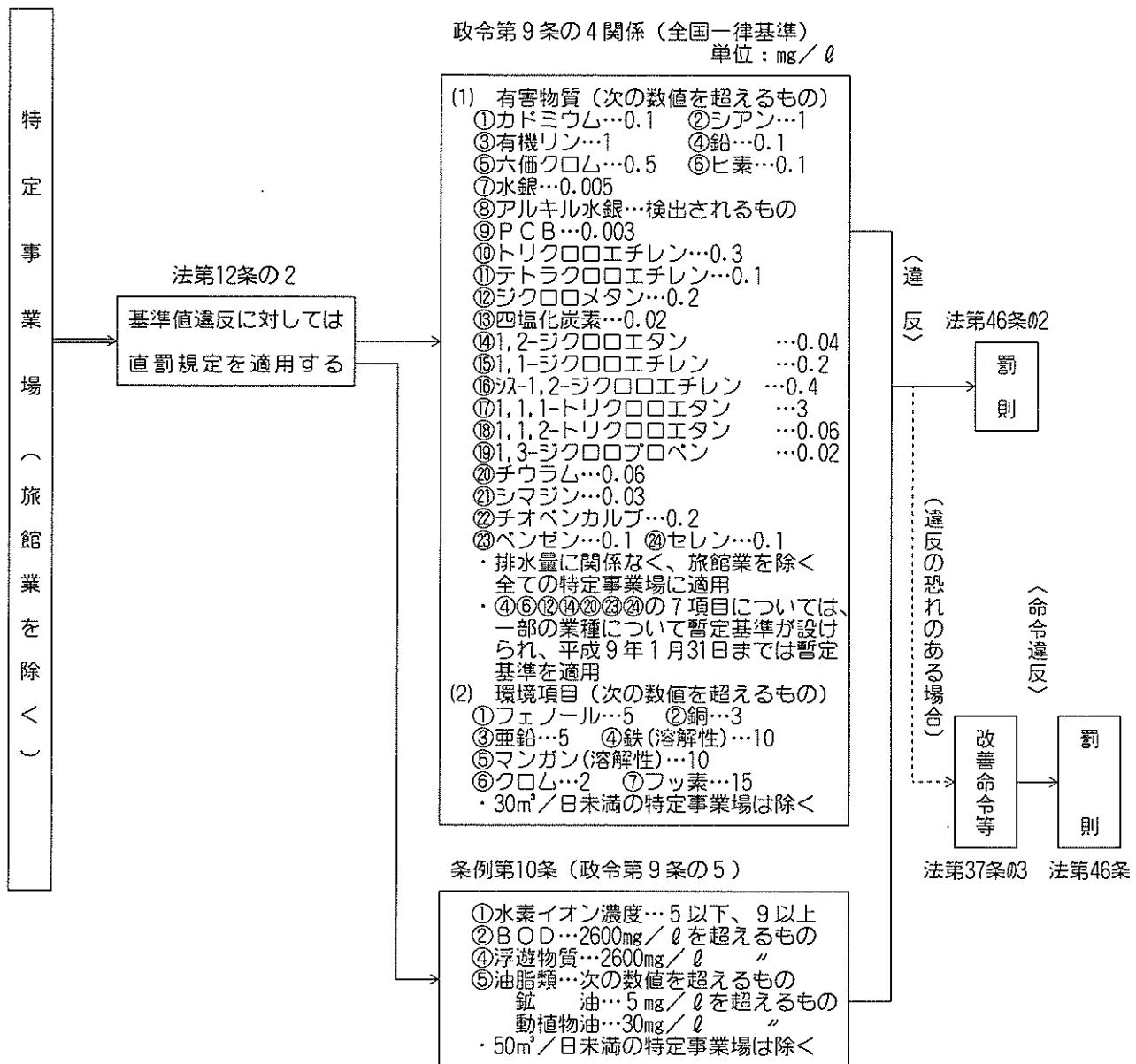
- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、緑水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℥につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg 及び 0.01 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℥につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg 及び 0.03 mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 1, 1, 2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格 K 0125 の 5 に準ずる方法を用いる場合は、1, 1, 1-トリクロロエタンの測定方法のうち日本工業規格 K 0125 の 5 に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の 1, 1, 2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては $2 \mu\text{g}/\text{ml}$ 、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては $2 \text{mg}/\text{ml}$ とする。

3. 下水道法等の排水規制

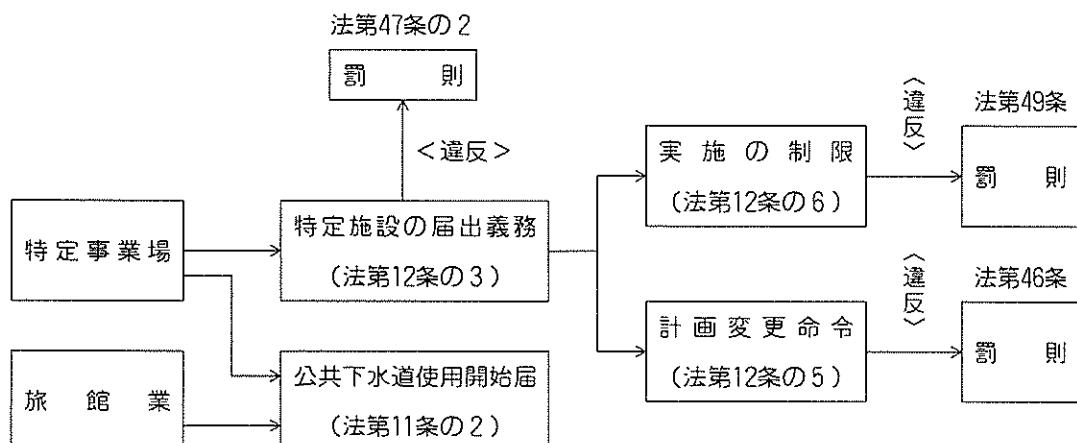
[除害施設の設置義務規定に係るもの]



特定事業場に対する直罰規定に係るもの



【特定施設を設置する場合の届出】



4. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行ない、本市環境行政にとって重要な役割を担っていくものである。

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制定 昭 28. 4. 1条例35

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務。

(委 任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 (平6. 3. 1条例1)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪市環境審議会規則

制定 平6. 8. 1

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年 大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について規定することを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内で組織する。

2 委員は学識・経験者その他市長が適當と認める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者の中から市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、退任する。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員会で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から会長が指名する。

(会議の召集)

第7条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2 幹事は審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

審議会答申(意見)の概要

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
昭和40.12. 8	大気汚染の環境基準について (答申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) ◦亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ◦浮遊ばんじん：日平均値0.5mg/m ³ ◦降下ばいじん：月平均値10t/km ²
44.10.24	ビル暖房規制について (答申)	(都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申) ◦使用燃料のいおう分：1.0%以下 ◦新設の施設：電気・ガスの使用
44.12.18	健康被害の救済について (答申)	(「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による) ◦救済対象地域について答申 ◦法による救済対象地域：西淀川区全域
46.12.17	クリーンエアープランの実施について (答申)	(46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する) ◦意見 ◦低いいおう燃料の確保 ◦自動車排出ガス対策の推進 ◦被害者対策の充実 ◦調査、研究の充実 ◦融資、助成の拡充 ◦予算、要員の確保
48. 7.23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(悪臭防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について答申) ◦規制地域：市全域 ◦規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7.23	窒素酸化物対策の方向づけについて (答申)	(窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項について答申) ◦人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ◦発生源の新・増設の制限 ◦排出基準の早期設定 ◦技術開発の推進 ◦自動車排出ガス対策の促進 ◦道路計画の再検討 ◦測定網の整備・汚染実態の把握 ◦調査・研究の充実

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
48. 7.23	クリーンウォータープランの実施について (意見)	(48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦上流域における対策の強化 ◦維持用水の確保 ◦工場排水の監視、指導強化 ◦下水道整備及び下水の高次処理 ◦浮遊じん芥対策の強化 ◦財政措置の強化
49.11.20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について (意見)	(法の施行(49.9.1施行)に伴う地域指定に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2.21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源遮減計画について (意見)	(48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ◦自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ◦中小発生源対策の強化 ◦粒子状物質対策の強化 ◦隣接都市との連携強化
50. 4.21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	(廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦廃棄物受入れの基本姿勢 ◦受入れ基準 ◦環境汚染監視体制 ◦調査・観測データーの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見) <ul style="list-style-type: none"> ◦廃棄物処理の基本的考え方 ◦現状把握と将来推計 ◦処理対策の問題点 ◦計画目標・実施計画について ◦総合処理システム構想について

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
52. 4.19	硫黄酸化物対策について (答申)	<p>〔 硫黄酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に 〕 関して答申</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 許容排出総量 ◦ リザーブ排出量 ◦ 総量規制基準 ◦ 燃料使用基準 ◦ 局地汚染対策等特別対策 ◦ 監視・指導体制の整備
53. 1.23	同 上 (意見)	<p>〔 大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の 〕 提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 燃料中の硫黄含有率 ◦ 新・増設施設に対する措置 ◦ 対策済工場の措置 ◦ 局地汚染の解消 ◦ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1.23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	<p>(追加 3 物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域 : 市全域 ◦ 規制基準 : 二硫化メチル等 3 物質について設定
54. 1.29	窒素酸化物対策について (報告)	<p>(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告)</p> <p>対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討</p>
58. 6.14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	<p>〔 窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方に 〕 について答申</p> <p>二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言</p>

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
平成元年7.31	浮遊粒子状物質対策のあり方に ついて (答申)	<p>[浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本) 的考え方及び今後の対策のあり方について答申]</p> <p>環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子 状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達 成を図るよう提言</p> <p>(付帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次につい ても計画に反映されるべきである。</p>
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域 および規制基準について (答申)	<p>(追加4物質の規制措置について答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 規制地域：市全域 ◦ 規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方につ いて (答申)	<p>[大阪市環境管理計画 (E P O C 21) に基づき、大阪市にお ける環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方につ いて答申]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 環境アセスメント制度の基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・制度確立の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ◦ 手続き等について <ul style="list-style-type: none"> ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ◦ 今後への課題 <ul style="list-style-type: none"> ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について (答申)	<p>[環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環 境基本条例の制定にかかる基本方針について答申]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 大阪市をとりまく環境の現況 ◦ 環境政策の課題 ◦ 環境政策の基本理念 ◦ 環境施策の基本方針 <p>(追加物質10物質の規制措置について答申) 規制地域：市全域 規制基準：プロピオナルテヒド等物質について設定</p>

年月日	事 項	答申（意見）の概要
8. 7.30	大阪市環境基本計画に対する意見について （意見）	<p>（大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画）についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦市民の権利と責務の明記 ◦計画期間の明記と内容の見直し ◦計画内容の精査 ◦事業計画等の積極的推進

5. 大阪市環境保全推進本部

大阪市環境保全推進本部設置規程

制定 平5. 4. 1 達2

(設 置)

第1条 環境保全に係る施設を総合的かつ強力に推進するため、大阪市環境保全推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長代行は、市長が指名する助役をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長代行である助役以外の助役をもって充てる。
- 5 本部員は、大阪市事務分掌条例第1条に掲げる局及び室の長、消防局長、交通局長、水道局長、市立大学事務局長、教育長、建設局花と緑の推進本部長並びに本部長の指名する区長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 本部長代行は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐する。

(会 議)

第4条 本部の会議は、本部長が隨時関係本部員を召集して行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(幹 事)

第5条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 4 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

- 第6条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき本部員及び幹事は、本部長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

- 第7条 本部の庶務は、環境保健局において処理する。

(施行の細目)

- 第8条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令達の日から施行する。
- 2 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

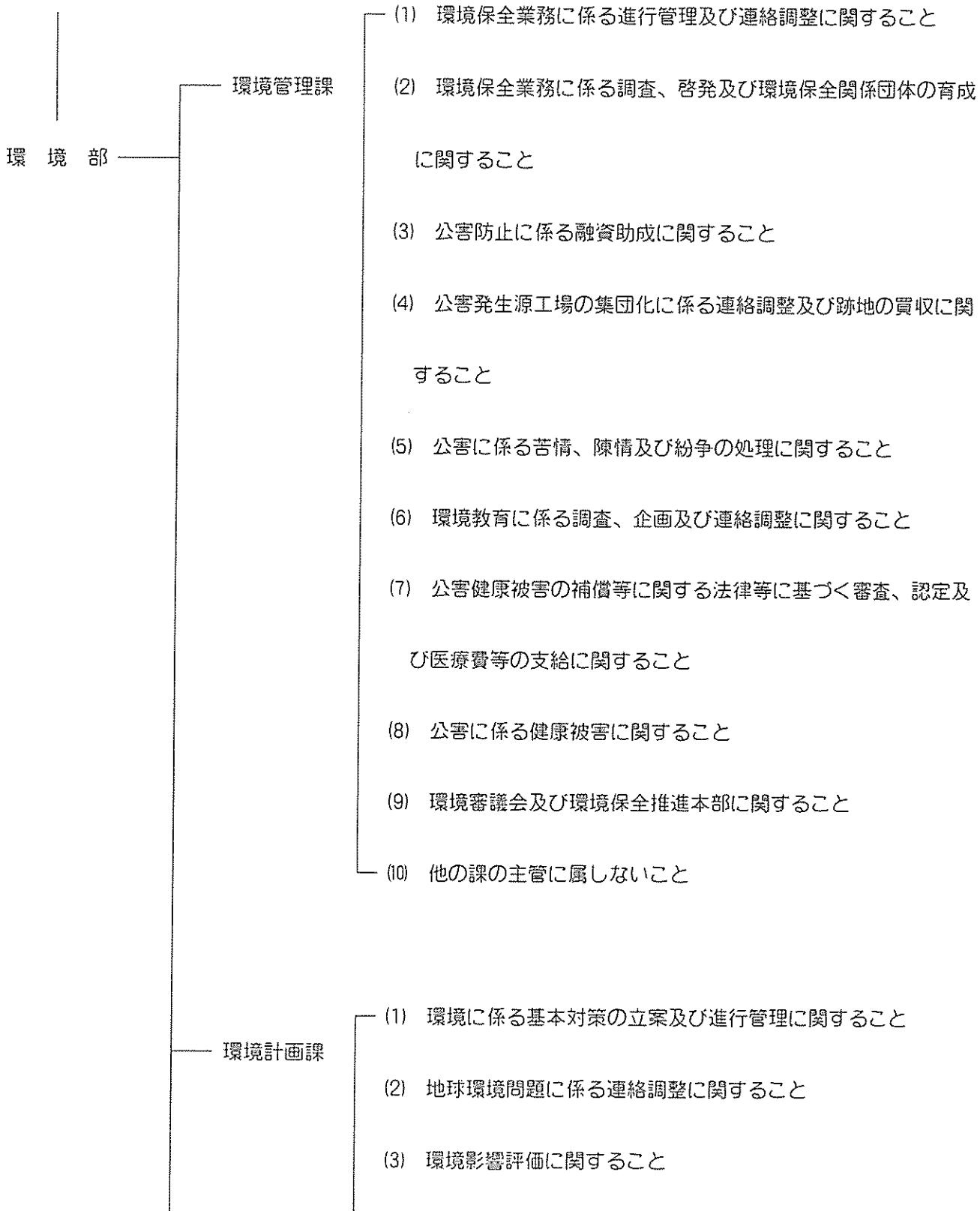
6. 環境関係職員数

(8. 6. 1)

職種 局・部 課・係		事務	医師	薬剤師	獣医師	技術								看護婦	生活環境指導員	自動車運転手	一般作業員	計	備考			
						機械	電気	土木	衛生環境工学	化学生	建築	気象	農化	水産	畜産							
環境管理課	管理係	9	1		1											18	7	36	62	部長 課長 課長代理 企画主幹 保健主幹 保健主幹(兼) 係長 主査		
	調査指導係	5																	5			
	環境教育係	3																	3			
	審査係	8																	8			
	給付係	9															1		10			
環境保健課	計画管理係	2		1		3		1	2										9	20	技術監兼課長 課長代理 企画主幹 技術主幹 係長 主査	
	計画調査係			2				1		2									5			
	環境影響審査係	1		3		1				1								6				
環境保全局	指導係	2		7						1									10	24	技術監兼課長 課長代理 企画主幹 係長 主査	
	北部方面規制係			5		1				1									7			
	南部方面規制係			5		1				1									7			
環境部	企画係	1				1			3	1									6	14	課長 課長代理 係長 主査	
	自動車政策公害課			3															3			
	交通騒音係			2		1	1					1							5			
環境情報センター																				17	所長 副所長 係長 主査	
	環境情報係	1		8		3		1	1	2								1				
	小計	41	1	36	1	11	1	2	6	8	2	1				1	18	7	1	137		
環境事業局業務部																				25	課長 課長代理 技術主幹 主査	
産業廃棄物指導課		6		17														2				
下水道局	管理部水質管理課	1		2				1		21								1	1	27	課長 課長代理 係長 主査	
	管理事務所・設備課 (東・西・南・北)					2	2			21									14	39	課長 課長代理 主査	
	小計	1		2		2	2	1		42								1	15	66		
24	保健所	29		116	62												1	1	98		307	課長 課長代理 係長 主査
計		77	1	171	63	13	3	3	6	50	2	1		1	1	1	116	8	18	535		

7. 環境担当組織機構(平成8年7月6日現在)

環境保健局



- (4) 大気汚染、騒音、振動、水質汚濁（他の所管に属するものを除く。）、地盤沈下及び土壤汚染対策に係る連絡調整及び資料の収集整備に関すること
 - (5) 振動、地盤沈下及び土壤汚染対策に係る調査に関すること
- 環境保全課
- (1) 工場及び事業場に係る環境保全対策の企画及び調査研究に関すること
 - (2) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭の発生源等の規制指導に関すること
 - (3) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭防止関係法令に基づく届出、申請の受理、審査及び許可に関すること
 - (4) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関すること
 - (5) 大気汚染防止関係法令に基づく緊急時の措置に関すること
 - (6) 他の所管に属さない公害の規制に関すること
- 自動車
公害対策課
- (1) 交通公害対策の立案及び進行管理に関すること
 - (2) 自動車排出ガスによる公害の防止に関すること
 - (3) 交通に係る騒音、振動の防止に関すること

環境情報

センター

- (1) 環境汚染の監視及び測定に関すること
- (2) 大気汚染、騒音及び水質汚濁に係る調査及び資料の解析に関すること
- (3) 環境汚染監視システム及び環境データ処理システムの管理に関すること
- (4) 公害に係る検体の検査及び分析に関すること
- (5) 環境情報の収集整備及び提供に関すること

保健所

(24)

- (1) 環境基本法その他公害関係法令に関すること
- (2) 環境保全業務に係る啓発、調査、監視及び指導に関すること、
ならびに公害に係る相談の受付に関すること
- (3) 環境保全関係団体の育成に関すること

環境事業局

産業廃棄物

業務部

指導課

- (1) 産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関すること
- (2) 産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること
- (3) 産業廃棄物再生利用業の指定及び産業廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること

- (4) 産業廃棄物処理の規制に関すること
- (5) 産業廃棄物の中間処理に関すること
- (6) 産業廃棄物処理施設に関すること

下水道局

— 管理部 — 水質管理課

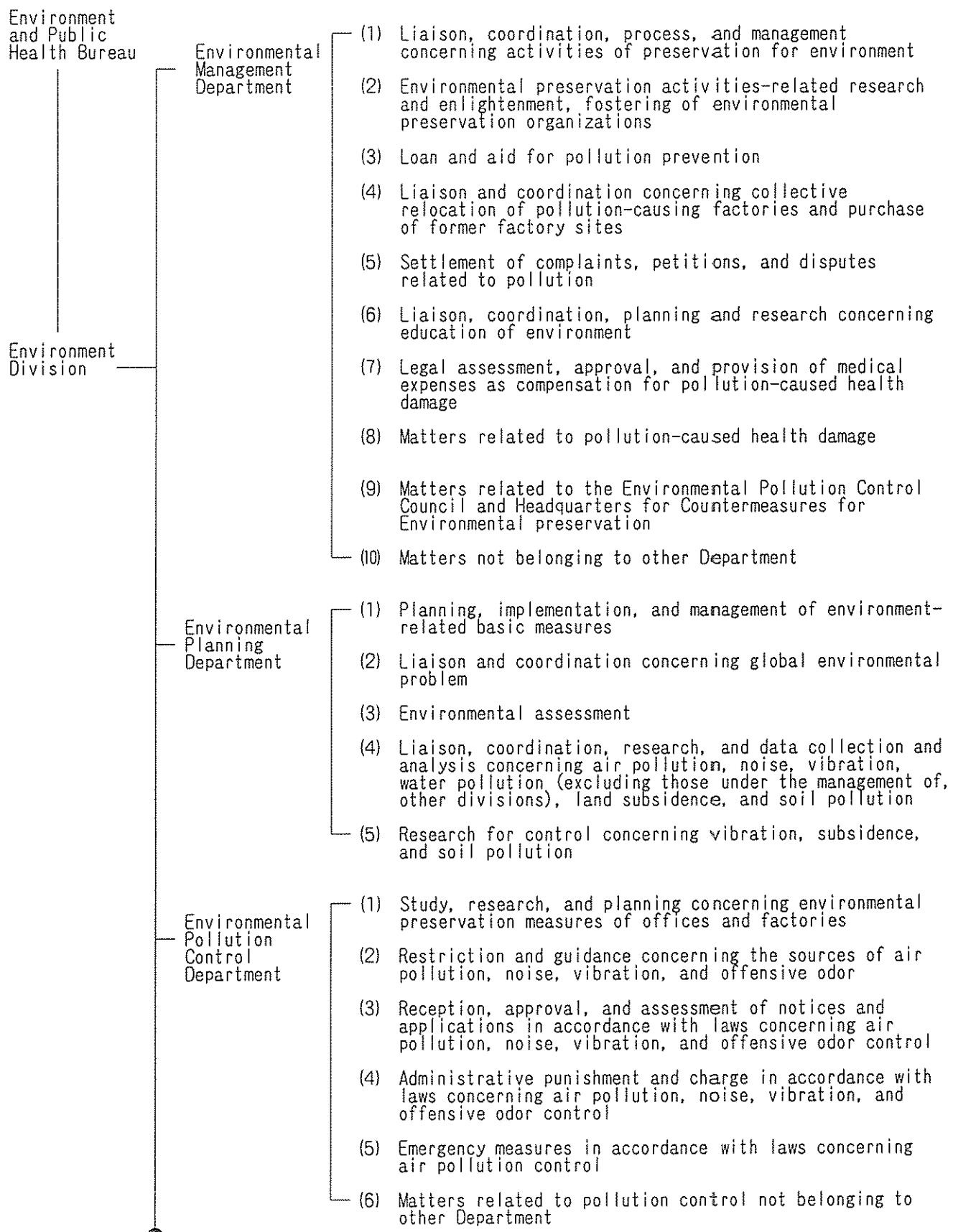
- (1) 下水の水質管理の総括に関すること
- (2) 特命による工場排水の規制に関すること
- (3) 排出汚水の水質の調査及び認定に関すること

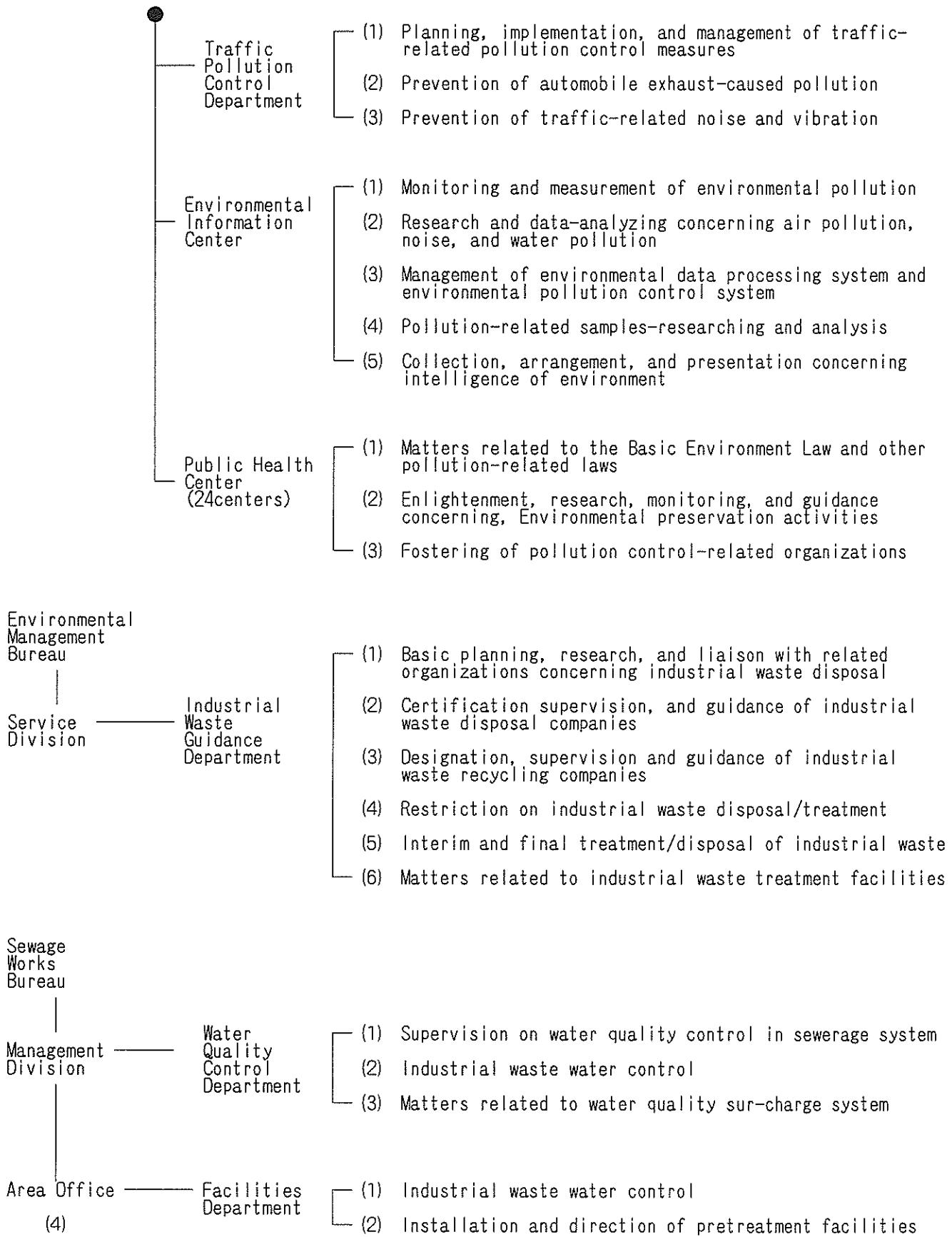
— 管理事務所 — 設備課

工場排水の規制及び除害施設の設置指導に関すること

(4)

Pollution Control-related Organizational Structure





8. 環境関係協議会等一覧表

番号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪市環境審議会 (平6. 8. 1)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 元大阪市立大学 理学部教授 齋藤 行正	委 員 30 名	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄物・総合5部会を設置)
2	大都市環境保全主管局長会議 (昭44. 11. 14)	加盟都市持回り	札幌市 東京都 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 仙台市 千葉市	環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。 (大気・水質・騒音振動・環境管理計画・環境影響評価の5担当者会議を設置)
3	大阪府市環境行政連絡協議会 (昭42. 1. 10)	府、市交互に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一的効果的な環境行政の推進を期する。
4	大阪府市長会環境保全部会公害対策主担者会議 (昭45. 4. 1)	大阪府市長会	府下 33 市	大阪府下各市の環境行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営を図り、環境行政全般の改善推進に資することを目的とする。
5	大阪市都市環境協議会連合会 (昭35. 11. 16 — 大阪市煤煙防止会連合会として)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境管理課 (会長) 城東区都市環境協議会 会長 行田 一典	北区都市環境研究会ほか 23団体	各区の事業者による自主的組織として環境保全関係諸調査研究、啓発等の自主実践活動を行うほか、自治体の環境行政に協力し、対策の実を挙げる。
6	全国大気汚染防止連絡協議会 (昭38. 10. 1)	(常任幹事) 東京都及び大阪府	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
7	近畿大気汚染常時監視連絡会 (昭50. 9. 9)	加盟府県市持回り	大阪府 京都府 兵庫県 和歌山县 奈良県 滋賀県 大阪市 京都市 神戸市 堺市 尼崎市 姫路市 西宮市 和歌山市 大津市 高石市 明石市 奈良市	<p>(目的) 大気に係る汚染の広域性にかんがみ、近畿関係府県、市域における効果的かつ精度の高い常時監視を行うため、環境測定に必要な基礎データの交換、情報の通報、監視技術及び知識の向上に資するための調査研究を行う。</p>
8	大阪自動車公害対策推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局交通公害課 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (議長) 大阪府知事 山田 勇 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 近畿運輸局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所 近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町村長会 大阪府自家用自動車連合協会 など27団体	<p>自動車公害防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 推進すべき自動車公害対策とその推進方法 (2) 自動車公害防止に関する情報の交換 (3) その他自動車公害防止対策について特に必要と認める事項
9	七大都市自動車技術評価委員会 (昭50. 2. 1)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 加盟府県市持回り	東京都市 横浜市 名古屋市 京都都市 大阪都市 神戸市 川崎市	自動車公害に係る対策事業並びに自動車公害低減技術、低公害自動車の開発等に係る調査研究及び情報の交換を行う。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
10	瀬戸内海環境保全 知事・市長会議 (昭46. 7. 14)	(事務局) 兵庫県保健環境部 (議長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること。 (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事項
11	(社)瀬戸内海環境保全協会 (昭51. 12. 22)	(会長) 兵庫県知事 貝原 俊民	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山县 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 など40団体	(目的) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の行事を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資すること。 (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に関する指導助成 (4) 瀬戸内海の環境保全に関する情報の収集及び提供 (5) 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動
	国際エメックスセ ンター (平6. 11. 30)	(会長) 中央環境審議会 会長 近藤 次郎 (理事長) 兵庫県知事 貝原 俊民	兵庫県 大阪府 阪神 市 他	(目的) 世界の閉鎖性海域の環境保全及び適正な利用のあり方について国際的な知識の交流を図ることにより、閉鎖性海域の環境の保全及び国際協力の推進に資すること。 (事業) ○ 閉鎖性海域の環境保全に関する国際的な活動

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
12	大阪湾海水汚濁対策協議会 (昭47. 11. 21)	(事務局) 大阪府環境保健部 (代表理事) 大阪府知事 山田 勇 注) 事務局及び代表理事は、兵庫県、大阪府、大阪市、神戸市、和歌山県が2年毎に持回り	大阪府 兵庫県 和歌山市 大阪市 堺市 岸和田市 泉州大津市 貝塚市 高野市 高石市 阪南市 忠岡市 田尻市 岬神戸市 尼戸崎市 明石市 西宮市 洲芦市 瀬戸市 淡路市 東名市 和浦市 和歌山市	<p>(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること。</p> <p>(1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定の相互協力と情報交換 (3) その他必要事項</p>
13	淀川水質汚濁防止連絡協議会 (昭33. 7. 14)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 脇 雅史	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 兵庫県 大阪市 高槻市 枚方市 守口市 寝屋川市 吹田市 京都市 神戸市 尼崎市 伊丹市 西宮市 奈良市 大津市 阪神水道企業団 水質源開発公団 助河川情報センター	<p>淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業</p>

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
14	大和川水質汚濁防止連絡協議会 (昭42. 5. 12) 大和川清流ルネッサンス21協議会 (平5. 11. 29)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 脇 雅史	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 大阪市 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 河南町 太子町 太美原町 千早赤阪村 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 櫻井市 御所市 生駒市 香芝市 他奈良県下15町村	<p>大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進 <p>大和川水系の水質汚濁の著しい河川等において、市町村や地域住民・河川管理者・下水道管理者及び関係機関が一体となって水質改善を図るために計画を策定し、水質改善対策を促進することを目的とし、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和川水域の水質改善事業の促進 (2) 親しみやすい川づくり、地域や文化に根ざした活動 他 <p>(注) 左の市町村に八尾市も加入</p>
15	神崎川水質汚濁対策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 脇 雅史	近畿地方建設局 近畿通商産業局 国土庁大都市圏整備局 大阪府 大阪市 豊中市 吹田市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 箕能市 豊能市 尼崎市 伊丹市 川西市 猪名川 神戸市 安田区 改良区 水資源開発公団 (財)河川情報センター	<p>(目的) 神崎川の実態の把握、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる。</p> <p>(事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事項

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
16	大阪地盤沈下総合対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会長) 大阪市長 磯村 隆文	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要な事業を行う。
17	近畿府県主要都市騒音振動連絡会 (昭48. 10. 31)	加盟府県市持回り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山县 大阪市 神戸市 京都市	(目的) 騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における騒音振動防止対策の効果的な推進を図る。
18	四市悪臭公害連絡会 (昭56. 5. 29)	加盟都市持回り	大阪市 京都府 名古屋市 神戸市	(目的) 悪臭公害に関する意見交換、情報・資料交換等を通じて、都市における悪臭対策の効果的な推進を図る。
19	道路交通公害対策連絡会 (昭60. 11. 6) (昭63. 12. 2 改称)	(庶務) 大阪市環境保健局 環境部自動車公害対策課 (会長) 大阪市環境保健局 環境部長	建設省近畿地方建設局 大阪府警察本部 大阪市 阪神高速道路公団	(目的) 大阪市域内における道路交通公害問題の防止に関して、有効適切な対策の検討並びに調査研究及び問題発生に対する円滑な処理を図るために、情報及び意見の交換を行う。
20	大阪国際空港騒音対策協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長 松下 勉	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 尼崎市 西宮市 箕面市 大大阪市 吹田市 芦屋市	(目的) 大阪国際空港における航空機騒音防止対策、環境整備の促進等を図ること。 (事業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法制化の促進 (3) 空港と地域が共存する環境整備の促進 (4) その他必要な事項
21	全国民間空港関係市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市 (会長) 伊丹市長 松下 勉	全国の民間空港に 関係する94市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を総合的に調査研究し、これを解決するための方策を推進する。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
22	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (座長) 大阪国際空港長 北川 晴彦	大阪府 大阪市 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 兵庫市 伊丹市 川西市 尼崎市 西宮市 宝塚市 芦屋市 大阪航空局 大阪空港事務所 空港環境整備協会 民間航空会社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害に 関し、その実態を調査し、資料収集を行い、これに基づく騒音防止に必要な措置について協議する。
23	大阪国際空港調停 事項促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪航空局 周辺環境センター (座長) 大阪航空局次長 下野 千晴	調停団 運輸省航空局 大阪航空局 大阪空港事務所 空港周辺整備機構 空港環境整備協会 大阪市 伊丹市	大阪国際空港に関する公害等調整委員会より提 示された調停条項及び個別事項の具体化を促進 する。
24	公害補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市環境保健局 環境部環境管理課	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市 川崎市 富士市 名古屋市 東海市 四日市市 三浦郡 大飯町 大吹町 豊田市 堺市 神戸市 東守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉島市 備北市 九十九里浜 大牟田市	<p>(事業)</p> <p>(1) 国に対する要望事項の検討と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 各都市との情報交換 (4) その他</p>

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
25	近畿環境担当部局長会議 (昭61. 8. 22)	(事務局) 大阪府環境保健部 環境局環境政策課	大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 和歌山県 大滋賀県 京都市 神戸市	環境問題に関する意見交換、情報交換を行い、近畿地域の各府県及び政令指定都市における環境行政の効果的な推進に資することを目的とする。
26	近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会 (昭59. 11. 9)	加盟府県持回り	滋賀県 京都府 京都府 大阪府 大阪府 大坂東兵庫県 兵庫県 尼崎市 尼崎市 姫路市 姫路市 奈良市 奈良市 和歌山市 和歌山市	広域的視野にたった相互協力を密にし、近畿圏における産業廃棄物行政の実務の円滑な遂行に努め、もって産業廃棄物対策の推進を図ることを目的とする。
27	全国アメニティ推進協議会 (昭63. 6. 30)	越谷市	143市町村が加盟 賛助会員として、 40都道府県が加盟	市町村(特別区含む)が快適環境づくり(うるおいとやすらぎに満ちたアメニティタウンづくり)に取り組むとともに、相互に連携を深め、英知と創意を結集することにより、地域の特性を生かした個性豊かな快適環境づくりの全国的推進とアメニティ意識の高揚を図ることを目的とする。
28	公害防止計画推進市区町村協議会 (平2. 6. 1)	大阪市	公害防止計画策定 437市区町村が加盟	全国の公害防止計画策定地域の市区町村が緊密な連携を図り、公害防止に関する協力体制を確立して公害防止事業を推進することにより地域の環境改善に資することを目的とする。

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
29	大阪低公害車コミ ュニティーシステ ム事業推進協議会 (平3.8.8) (平6.6.14改組)	(事務局) ㈱都市交通問題調 査会 (会長) 大阪市助役 關 淳一	大阪市 大阪府 関西電力(株) ダイハツ工業(株) 日本電池(株) 大阪ガス(株) 出光興産(株) 日産ディーゼル(株) ㈱都市交通問題調 査会 他	自動車公害問題の解決を図るため、電気自動車 の導入や共同利用ができる急速充電スタンドの 整備を行い、電気自動車の大量普及に向けた試 験研究を目的とした事業を行う。
30	大阪市底質対策技 術検討会 (平元.2.28)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (委員長) 大阪市立大学名誉 教授 三瀬 貞	委員5名	市域内の河川等の公共用水域における有害な底 質を有効適切に除去、処理・処分し、河川等の 良好な環境を保全することを目的とする。 底質対策事業計画及び実施にあたって調査検 討を進める。
31	大阪市環境影響評 価専門委員会 (昭59.3.9)	(事務局) 大阪市環境保健局 環境部環境計画課 (会長) 大阪大学名誉教授 松島 誠吉	学識経験者 17名	大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上 の見地から、市域内に係る環境への影響につい て審議するために必要な事項を定め、もって市 域の良好な環境の確保に資することを目的とす る。
32	近畿地域環境影響 評価協議会 (昭59.11.21)	加盟府県市持回り	滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌 京都 大阪 大神 県 府 府 県 県 県 市 市 市 市	大規模開発事業に係る環境影響評価の審査に際 して構成員相互の協力関係を増進するとともに、適切かつ円滑な環境影響評価の推進と充実 に資することを目的とする。
33	地域冷暖房行政連 絡会 (平3.9.12)	(会長) 東京都	(幹事) 千葉 大阪 兵庫 福岡 札幌 横浜 大坂 県 府 県 県 市 市 市 市 他42道府県市	(目的) 地域冷暖房に関する諸問題について、情報交 換と相互の連絡を行い、地域冷暖房の向上発展 に資する。 (事業) (1) 地域冷暖房に関する事例研究 (2) " 情報交換 (3) その他目的達成のための必要な事業

番号	名称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
34	大阪府道路環境対策連絡会議 (平 8. 4. 10)	(事務局) 大阪国道工事事務所工務課 大阪府土木部道路課 大阪市環境保健局環境部自動車公害対策課 (会長) 大阪国道工事事務所長	近畿通商産業局 近畿運輸局 近畿地方建設局 大阪府警察本部 大阪府 大阪市 日本道路公団 阪神高速道路公団	大阪府内の良好な沿道環境を形成するための総合的な環境対策を立案・推進する。 (1) 道路環境に関する情報収集、分析 (2) 対策の立案及び推進に係る事項等の協議調整

9. 年 表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
明治10年 (1877)			5月	・大阪府製造所（鉄工所、かじや、風呂屋）取締規則制定
11年				・渡良瀬川（栃木県）で足尾銅山鉛毒が著しくなる
17年				・大阪府ばい煙取締令（島之内、船場において鍛冶、銅吹工場の建設を禁止）制定
18年				・別子銅山（愛媛県）の亜硫酸ガス被害が広がる
21年				・大阪府ばい煙発生工場の建設禁止令（旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、既設工場は、東成郡、西成郡に強制移転）制定
22年	4月	○大阪市制施行（東・西・南・北の4区）		・鉱業条例公布（明25.6.1施行）
23年			12月	・国会で初めて公害問題の質疑が行われる
24年				
27年	3月	○初めて下水道改良事業に着手		
	10月	○市営桜宮浄水場完成（水道事業開始）		
29年			2月	・大阪府製造場取締規則（製造場に対し、公害に係る許可制をとりいれ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された）制定
			4月	・河川法制定
31年	9月	○大阪市制特例廃止 ○市役所分課規定制定（庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制）		
34年			8月	・兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争
39年	8月	○市立衛生試験所創設	11月	・大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生（社会問題化）
44年			3月	・工場法制定
大正 3年	3月	○木津川焼却場開設		
9年			12月	・大阪府工場取締規則（ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の変更及び禁止を命令）制定
10年 (1921)	5月	○市庁舎、現在地に落成		
11年	9月	○第1期都市計画下水道事業認可される ○衛生試験所でばいじん量の測定開始		・神通川（富山県）流域に奇病発生
13年		○衛生部衛生課を保健部と改称		
14年	4月	○市域大拡張（44町を編入）		
昭和 2年 (1927)		○市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		○水準測量の改測により西大阪の地盤変動判明		
5年		○自動車排出ガス（一酸化炭素）の測定開始		

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和 6年	10月	○「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に関し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6月	
7年				
9年		○地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		・大阪府ばい煙防止規則（都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止）制定
12年		○保健部保健係にばい煙担当職員を置き、燃焼の指導にあたる	9月	・保健所法公布
13年	2月	○保健所を創設（阿倍野）		
15年	4月	○下水処理場を創設		
17年	4月	○保健部を保健局と改称		
		○衛生試験所を生活科学研究所と改称		
22年	4月	○保健局を衛生局と改称		
24年	7月	○大阪港湾技術調査会より「大阪の地盤沈下に関する研究」が発表され、地盤沈下の原因を明らかにした		
25年 (1950)	4月	○生活科学研究所を衛生研究所と改称	8月	・大阪府事業場公害防止条例制定
		○保健所に環境衛生監視員設置		・横浜ゼンリク多発
26年	3月	○工業用水道創設事業に着手		・水俣病患者発生
28年	10月	○街頭騒音の定点測定を開始	12月	・大阪府事業場公害防止条例制定（全面改正）
29年	4月	○工業用水道条例制定	4月	・清掃法改定
30年	4月	○工業用水道の完工式挙行	6月	・工業用水法制定
31年	6月	○ばい煙に関する世論調査を実施	7月	・近畿地方大気汚染連絡協議会設立
33年	3月	○「町を静かに」の運動始まる		
	7月	○淀川水質汚濁防止連絡協議会設立	12月	・水質保全法制定
	11月	○ばい煙防止月間はじまる		・下水道法制定
34年	4月	○地盤沈下防止条例公布	3月	・工場排水規制法制定
			12月	・工場立地法制定
35年 (1960)	11月	○大阪市煤煙防止会連合会 (現大阪市都市環境協議会連合会) 設立	7月	・(社)大気汚染研究全国協議会設立
				・地盤沈下対策都市協議会設立
				・四日市ぜんそく多発
36年	4月	○地下水くみ上げ施設（ワーリングタワー）転換融資と助成措置の実施		・大阪府において、大気汚染濃度測定開始（二酸化鉛法による硫黄酸化物）
	11月	○大阪地盤沈下総合対策協議会設立		
37年	2月	○計画局に地盤沈下防止部、水道局に工業用水道部を新設	5月	・建築物用地下水の採取の規制に関する法律制定
	4月	○大阪市公害対策審議会設置	6月	・ばい煙規制法制定
			8月	・東京にスモッグが続き問題化
				・工業用水法改正 (地盤沈下対策の強化を図る)
38年	1月	○市内18ヶ所でスモッグの視程観測実施	7月	・ばい煙規制法に基づく地域指定（大阪市及びその周辺地域）並びに排出基準設定
	6月	○計画局を総合計画局と総称し、地盤沈下防止部を公害対策部に改称	10月	・全国大気汚染防止連絡協議会設立

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和39年	4月	○緑化百年運動スタート	6月 7月 10月	・厚生省に公害課設置 ・新潟県阿賀野川水銀中毒患者多発 ・近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律制定 ・大阪国際空港騒音対策協議会設立
40年 (1965)	4月	○大気汚染常時監視機構の整備に着手	5月 6月 11月 12月	・四日市市に市が公害病患者に治療費を負担する制度の発足 ・公害防止事業団法制定 ・公害審議会令公布 ・阪神広域スマッグ対策連絡協議会設立 ・ばい煙、粉じんに係る規制基準制定(大阪府条例)
	12月	○「大気汚染環境管理基準について」大阪市公害対策審議会から答申		
41年	4月	○西部臨海地帯における大気汚染対策を実施	9月 10月	・新車の排出ガス規制実施(CO濃度3%) ・厚生省公害審議会「公害に関する基本的施策について」答申
42年	1月	○大阪府から立入権限をはじめ12項目の権限を委任される	6月	・下水道整備緊急措置法制定
	2月	○大阪府市公害行政連絡協議会設立		・阿賀野川有機水銀中毒事件訴訟提起
	4月	○大阪市総合計画基本構想(マスタープラン)発表	8月	・厚生省に公害部設置 ・公害対策基本法制定 ・船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律制定
	5月	○大阪港海水汚濁防止対策協議会設立 ○大阪市公害防止設備資金融資制度設定 ○大和川水質汚濁防止連絡協議会設立	9月	・公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律制定 ・四日市ぜんそく事件訴訟提起
43年	4月	○大気汚染管理センター設置	3月	・イタイイタイ病患者訴訟提起
	7月	○大阪自動車排出ガス対策推進会議設立	6月	・大気汚染防止法制定 ・騒音規制法制定
	8月	○大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングステーション11ヶ所をテレメーター化	8月	・都市計画法制定 ・水銀による環境汚染防止暫定対策要領の通達(厚生省)
	11月	○大阪市・尼崎市公害行政連絡協議会設立 ○市独自によるスマッグ情報の発令開始	12月	・カネミライスオイル中毒患者多発 ・自動車排出ガス規制の開始(ガソリン車のCO規制)
44年	4月	○神崎川水質汚濁対策連絡協議会設立	2月	・二酸化いおうの環境基準閣議決定
	8月	○衛生局環境衛生課から公害指導課が独立	5月	・初の公害白書を国会に報告
	10月	○此花区内主要6社から公害防止計画書を提出	6月	・新車の排出ガス規制強化(CO濃度2.5%)
	12月	○「ビル暖房の規制について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される ○「公害に係る健康被害の救済に関する大阪市の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	10月 11月 12月	・大阪府公害防止条例制定 ・10大都市公害主管局長会設立 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和45年 (1970)	1月	○大阪市公害被害者認定審査会条例制定 ○公害被害認定審査会設置	2月	・一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
	2月	○公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始	4月	・公害被害者救済制度スタート
	4月	○衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課となる。	6月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
	6月	○西淀川区大気汚染防止緊急対策推進会議設立 ○西淀川区大気汚染緊急対策に着手	7月	・公害紛争処理法制定 ・ハイオクタンガソリンを規制し、自動車排出ガス中に含まれる鉛半減対策を発表(通産省)
	7月	○大阪府市産業廃棄物処理対策協議会設立	8月	・東京都に光化学スモッグ発生
	8月	○大阪市公害対策本部設置	12月	・米の中カドミウム濃度の安全基準を決定(厚生省)
	12月	○東住吉区加美、生野区巽両地区においてカドミウム汚染問題発生	1月	・大阪府光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定
	1月	○国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に要望書を提出	3月	・田子の浦ヘドロ問題化
	2月	○助大阪産業廃棄物処理公社設立	5月	・中央公害対策本部設置を閣議決定
	4月	○バス専用、優先レーン対策の実施	6月	・使用中の自動車のCO規制スタート
	6月	○総合計画局公害対策部と衛生局を合併して環境保健局を新設(管理部、保健部、環境部の3部制) ○大阪市、東大阪市、八尾市公害行政連絡会設立 ○公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ○大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設	7月	・カドミウム環境汚染問題発生(八尾地区等)
46年	8月	○大気汚染防止計画基本構想(クリーンエアプラン'71)策定	8月	・水質汚濁防止法、農用地の土壤汚染の防止等に関する法律、海洋汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の公害関係14法制定、改正
	10月	○大阪市・堺市公害行政連絡協議会設立	9月	・大阪府公害防止条例制定(全面改正)
	11月	○木津川周辺特別対策機動班設置	11月	・騒音に係る環境基準閣議決定
	12月	○「クリーンエアプランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	12月	・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定
	1月			・悪臭防止法制定
	2月			・特定工事における公害防止組織の整備に関する法律制定
	4月			・イタタイイタ病第1次訴訟判決(富山地裁)
	6月			・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立
	7月			・環境庁発足
	8月			・光化学スモッグが大阪府下に初めて発生
	9月			・中央公害対策審議会発足
	11月			・新潟水俣病事件新潟地裁判決
	12月			・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定
				・阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
				・いおう酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府)
				・BHC全面使用禁止(農薬取締法の一部改正による)
				・水質汚濁に係る環境基準の告示

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和47年	1月	○ P C B に係るアンケート等の調査実施	1月	・浮遊粒子状物質の環境基準告示
	4月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し大阪府公安委員会に対し、再度要望	5月	・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定
	6月	○大阪港に廃船、廃油処理施設建設	6月	・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択
	7月	○国道43号線沿道（大正、港）の交通公害防止に関し、騒音規制法に基づき、近畿地方建設局、阪神高速道路公団に意見具申	7月	・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定
	8月	○此花区特別対策に着手	8月	・自然環境保全法制定
	9月	○市公用車に排出ガス防止装置取付け	10月	・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（無過失責任規定）
	12月	○此花区公害特別機動隊設置	11月	・四日市ぜんそく事件津地裁判決
			12月	・イタイイタイ病控訴審判決（名古屋高裁）
				・自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針（日本版マスキ一法）告示
				・大阪湾海水汚濁対策協議会設立
				・大阪地域公害防止計画策定
				・自動車排出ガス量の許容限度設定（48年度規制）
48年	1月	○大気汚染発生源工場にテレメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1月	・自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示（道路運送車両法改正）
	3月	○水質汚濁防止対策（クリーンウォーター プラン）策定	3月	・大阪府自然環境保全条例制定
	4月	○地区別機動隊を廃止し、環境部に公害規制隊を設置、規制部門の一元化を図る	4月	・熊本水俣病事件熊本地裁判決
	6月	○大阪市公害被害者の救済に関する規則の制定（西淀川区におけるつなぎ救済措置の実施）		・悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準設定
	7月	○「窒素酸化物汚染に関する大阪市の防止対策の方向づけについて」大阪市公害対策審議会から答申	5月	・「公害に係る健康被害損害賠償保障制度について」中央公害対策審議会から答申
		○「悪臭防止法の施行に伴う規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	6月	・大気汚染に係る環境基準告示
		○「クリーンウォータープランの実施について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・第1回環境週間の実施
	8月	○悪臭に係る規制地域及び規制基準を公示	9月	・第1回瀬戸内海環境保全月間実施
	11月	○北港処分地一部使用開始	10月	・窒素酸化物排出基準設定
		○クリーンエアプラン'73(大気汚染防止基本計画)策定	12月	・大阪府環境管理計画策定
				・都市緑化保全法制定
				・瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
49年				・公害健康被害補償法制定
				・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律制定
				・航空機騒音に係る環境基準告示
			1月	・自動車排出ガスの量の許容限度設定（50年度規制）
			2月	・大阪国際空港公害訴訟判決（大阪地裁）
			3月	・大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例（上乗せ条例）制定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和49年	6月	○大阪市河川浄化対策本部設置	6月	・国土利用計画法制定
	7月	○分区が実施され、26区となる		・大気汚染防止法の一部改正 (硫黄酸化物の総量規制導入)
	8月	○河川浄化の一環として水門操作実験開始		
		○大阪市公害被害者の救済に関する規則の廃止		
	9月	○共同利用施設完成(北中島、三国、東三国、西三国) ○クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画を策定	9月	・公害健康被害補償法施行 ・公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から答申
	11月	○「公害健康被害補償法に基づく地域指定について」大阪市公害対策審議会から意見 ○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(12区)	11月	・硫黄酸化物に係る総量規制地域指定 (大阪市・堺市ほか)
	12月	○環境科学研究所(衛生研究所を改称)環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始		
50年 (1975)	1月	○騒音規制法に基づき、府公安委員会に対し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島)	2月	・P C B を水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガス量の許容限度設定 (51年度規制)
	2月	○「クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源遮減計画について」大阪市公害対策審議会から意見	5月	・千葉川鉄公害訴訟提起
	3月	○公害健康被害補償法に基づく公害病認定患者の転地療養実施	7月	・7大都市首長懇談会において、自動車排出ガス対策の推進に関する声明の発表 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準告示
	4月	○「北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について」大阪市公害対策審議会から意見	8月	・六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施
	6月	○排水規制権限が下水道局に移管	9月	・自動車騒音の大きさの許容限度(許容限度を1~3ホン引下げる)の告示
	8月	○六価クロム化合物含有鉱さい実態調査実施	10月	・水質環境基準の類型指定追加(第2寝屋川、平野川) ・大阪空港騒音調定成立
	12月	○公害健康被害補償法に基づく地域指定の拡大(大阪市全域)	11月	・大阪国際空港公害訴訟控訴審判決 (大阪高裁)
			12月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表
51年	3月	○「大阪市廃棄物処理計画について」大阪市公害対策審議会から答申 ○大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会設置 ○大阪市総合交通対策本部設置	5月	・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正 (有効期限2年延長)
			6月	・振動規制法公布
			8月	・国道43号線公害訴訟提起
			9月	・悪臭防止法の一部改正 (悪臭物質に3物質追加)
			11月	・六価クロム化合物含有鉱さい環境汚染調査結果発表 ・環境庁、振動公害に初の規制基準を決定

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和51年	12月	○転地療養施設を西奈良病院に開設	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・53年度自動車排出ガス規制の実施等を内容とする自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示 ・新幹線鉄道騒音に係る地域指定告示（大阪府） ・(社)瀬戸内海環境保全協会設立
52年	3月	○「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について（硫黄酸化物・窒素酸化物及び粒子状物質対策）」大阪市公害対策審議会に諮問	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正及び関係省令等の施行（事業者処理責任・処理基準の強化、委託基準の設置、罰則の強化等）
	4月	○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会から答申		
	5月	○クリーン大阪センター完成（有害産業廃棄物コンクリート固化施設）	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪国際空港にエアバス就航
	6月	○大阪廃棄物対策協議会設立 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について、大阪府知事あて具申	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全長期計画策定（環境庁）
	10月	○転地療養施設を長尾病院に変更	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
			9月	<ul style="list-style-type: none"> ・重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示（大阪府）
			12月	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の告示（大阪府）
				<ul style="list-style-type: none"> ・「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会から答申 ・「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会から答申
53年	1月	○「環境基準達成のための実施方策について」（硫黄酸化物総量規制実施に係る意見）及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会から答申	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス54年規制及び自動車騒音54年度規制告示
	3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定 ○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪地域公害防止計画再策定
			4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会から答申
				<ul style="list-style-type: none"> ・「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」公布
				<ul style="list-style-type: none"> ・西淀川公害訴訟提起
				<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海環境保全基本計画閣議決定
				<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス昭和53年度規制実施
				<ul style="list-style-type: none"> ・大阪国際空港に国際線エアバス就航
				<ul style="list-style-type: none"> ・「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
			6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」制定（水質総量規制制度の導入）
			7月	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素に係る環境基準の改定告示
			10月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁大気保全局に交通公害対策室設置
				<ul style="list-style-type: none"> ・国立水俣病研究センター設置
			11月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府二酸化窒素専門家会議設置

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和54年	1月	○「総量規制のための技術的基礎について」大阪市公害対策審議会から窒素酸化物対策中間報告	1月	・窒素酸化物及び加速走行騒音に係るガソリン、LPG車の54年規制の実施
	2月	○大阪湾岸線ならびに関連道路に係る環境予測の実施	2月	・「環境影響評価に係る技術的事項について（案）」環境庁とりまとめ
	4月	○水質常時監視システム稼働開始	3月	・「水質の総量規則に係る総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等を定めるに当たっての基本的な考え方について」中央公害対策審議会答申
	7月	○O E C D のセミナー（都市交通と環境）に市長出席	4月	・「環境影響評価制度のあり方について」中央公害対策審議会答申
	3月	○公害に係る市政モニター調査結果発表 ○公害パトロール車に電気自動車2台を導入	5月	・ディーゼル車のNOx排出規制（54年規制）実施
	4月	○環境保健局に悪臭規制係を新設	6月	・「自動車公害防止技術に関する第1次報告」環境庁公表
	7月	○瀬戸内海環境保全知事・市長会議（大阪市において開催）	8月	・東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減基本方針を策定
	10月	○大阪市合成洗剤対策実施要綱制定	10月	・軽量、中量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制を告示 ・NOx固定発生源第4次規制実施 ・「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布（滋賀県）
	3月		1月	・大阪府合成洗剤対策推進要綱制定
			3月	・大阪府等20都府県の化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画を承認（内閣総理大臣）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和55年 56年 57年	12月 3月 6月 8月 6月 8月 5月 6月 8月 6月	○沿道環境調査検討会設置 ○大阪市公害対策審議会総合調査部会を設置 ○環境庁設置10周年記念講演会 ○せん息児を対象とした健康回復宿を実施 ○大阪自動車排出ガス対策推進会議を大阪自動車公害対策推進会議に改称 ○産業廃棄物実態調査 ○全下水処理場の高級処理化達成	11月 12月 1月 3月 4月 6月 8月 9月 10月 11月 12月 2月 3月 6月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について」を意見具申 ・生活環境審議会「大都市圏域における廃棄物の広域的処理に関する基本の方策について」答申 ・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ダンピング条約）」発効 ・中央公害対策審議会企画部会「1980年代の環境政策を展開するための検討課題について」報告 ・新型の軽量ガソリン車に対する自動車排出ガス56年規制実施 ・中央公害対策審議会「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申 ・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる財特法）」の適用期限10年延長 ・大阪府環境管理計画策定プロジェクトチーム設置 ・運輸省関西新空港計画3点セット要約提示 ・大阪府関西新空港地域整備構想まとまる ・窒素酸化物総量規制実施のため、大気汚染防止法施行令の一部改正 ・広域臨海環境整備センター法公布 ・直接噴射式ディーゼル車に対する排ガス並びに中型車に対する騒音の58年規制を告示 ・窒素酸化物に係る総量規制基準等について定める大気汚染防止法施行規則の一部を改正する總理府令等公布 ・京都市「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」公布 ・水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令 ・大阪空港公害訴訟最高裁判所判決言渡し ・「環境庁十年史」発行 ・大阪府環境総合計画概案発表 ・初の悪臭公害集団訴訟で最高裁判決 ・大阪湾広域臨海環境整備センター設立 ・川崎公害訴訟提起 ・大阪府産業廃棄物処理計画策定（昭和57～65年度） ・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物総量削減計画の告示（大阪府）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和57年			11月	・中央公害対策審議会「湖沼の窒素及び燐に係る環境基準及びその測定について」答申
58年			12月	・大阪府環境総合計画策定 ・湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定
	5月	○クリーンウォータープラン'83 (大阪市水域環境保全基本計画)策定	3月	・内閣総理大臣、第2次及び第3次地域の公害防止計画を承認
	6月	○第1回環境月間(1~30日) ○大阪市公害対策審議会「窒素酸化物対策のすすめ方について」答申 ○産業廃棄物行政に関する事務を環境事業局に移管	4月	・大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」の施行 ・廃棄物処理法施行令の一部改正(「建設木くず」の産業廃棄物指定)公布 ・中央公害対策審議会、「今後の交通公害対策のあり方について」答申 ・環境美化行動の日設定
			7月	・中央公害対策審議会企画部会「環境保全長期計画フォローアップ作業報告」
			8月	・ディーゼル車(直噴式)のNOx 58年規制実施
			9月	・川崎公害第2次訴訟提起
			11月	・「環境影響評価法案」衆議院解散に伴い審議未了につき廃案 ・環境庁、中公審に対し公害健康被害補償制度の指定地域について見直しを諮詢
59年	1月	○ニュークリーンエアプラン(大阪市大気環境保全基本計画)策定	2月	・「大阪府環境影響評価要綱」制定
	3月	○「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」制定	7月	・「湖沼水質保全特別措置法」制定・公布(60年3月施行)
			8月	・「環境影響評価の実施について」閣議決定 ・環境庁「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定
			9月	・中央公害対策審議会「窒素及び燐に係る排水基準の設定について」答申
			12月	・「湖沼水質保全基本方針」公表
			3月	・環境庁「名水百選」発表
60年 (1985)	1月	○「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、官能試験法の導入についての検討を始める	4月	・環境庁「窒素酸化物対策検討会」設置 ・濃尾平野、筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱の策定
	4月	○ニュークリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」策定	6月	・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(小型ボイラーを規制対象に追加)
			8月	・熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決(福岡高裁)
			9月	・環境庁、排ガスと騒音の規制強化告示
		○大阪市公害対策審議会大気部会に「粒子状物質小委員会」を設置	10月	・瀬戸内海環境保全審議会「瀬戸内海の富栄養化防止に関する基本的考え方について」答申
	11月	○「道路交通騒音振動対策連絡会」設置	12月	・環境庁「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」公表

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和61年	2月	○沿道環境調査検討会が報告書をとりまとめる ○「大阪市悪臭防止指導要綱」制定・施行 ○騒音規制法及び振動規制法施行令等の改正に基づく規制地域の指定等の告示	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・瀬戸内海関係13府県知事「燐及びその化合物に係る削減指導方針」策定 ・厚木基地公害訴訟控訴審判決（東京高裁） ・名古屋新幹線公害訴訟和解成立 ・国道43号線訴訟第1審判決 ・中央公害対策審議会「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」答申 ・環境庁「環境保全長期構想」公表
62年	3月	○「環境データ処理システム」導入	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公害対策審議会「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」意見具申 ・水俣病第3次訴訟判決（熊本地裁）
63年	4月	○産業廃棄物実態調査の実施 ○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行う (環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センター) ○「建設作業に係る指導方針」実施 ○「大阪市小児ぜん息等医療費助成制度」発足	3月 5月 9月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」策定 ・「公害健康被害補償法の一部を改正する政令」公布（63年3月1日施行） ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ガスタービン、ディーゼル機関を大気汚染防止法の規制対象施設に追加） ・ディーゼル乗用車のNOx 62年規制実施 ・大阪府「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」策定 ・内閣総理大臣、第2次、第3次地域公害防止計画を承認 ・環境庁環境教育懇談会報告を公表 ・公健法第一種指定地域の指定解除 ・環境庁「窒素酸化物低減のための大都市自動車交通対策計画」発表 ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布（63年5月20日施行） ・地球規模の環境問題に関する懇談会報告公表 ・環境庁、地球環境保全対策を推進するため「地球環境保全企画推進本部」を設置 ・中央公害対策審議会「水質汚濁防止法の規制対象事業場の追加等について」答申 ・「水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布（規制対象事業場として、共同調理場、飲食店等を追加：10月1日施行）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
昭和63年	11月	○窒素酸化物緊急対策を実施 (11月～1月)	11月	・環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示 ・千葉川鉄公害訴訟一審判決
	12月	○「大気汚染防止推進月間」としてNO _x に関するキャンペーンを展開	12月	・環境庁、テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素予報事業」を実施 ・環境庁「窒素酸化物対策の新たな中期展望」公表 ・福岡空港航空機騒音公害訴訟第一審判決 ・環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について発効
平成元年	1月	○「大阪市固定型内燃機関窒素酸化物削減指導要領」を策定(2月1日施行)	昭和64年 1月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」日本国について発効
	2月	○「大阪市自動車公害防止計画」を策定 ○公害パトロール車に電気自動車10台を導入	平成元年 2月	・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」諮問(3月13日答申) ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」諮問(3月18日答申)
	4月	○大阪市低公害車普及融資制度発足	3月	・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加:10月1日施行) ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布(第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行)
	6月 7月	○大阪市低公害車普及促進検討会を設置 ○大阪市低公害車普及助成制度発足 ○大阪市公害対策審議会「浮遊粒子状物質対策のあり方について」答申	6月	・有害物質を含む水の地下水への浸透禁止、事故時の措置(水濁法一部改正) ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(石綿等特定粉じんの規制に係る規定の整備:平成元年12月27日施行)
	8月	○大阪市大気浄化植樹助成制度発足	9月	・「悪臭防止法施行令の一部を改正する政令」公布(悪臭物質に新たに4物質を追加:平成2年4月1日施行)
	11月	○季節大気汚染防止対策実施 (11月～1月)		・「地球環境保全に関する東京国際会議」開催される

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成元年	12月	○国際協力事業団（JICA）の要請のもと、アジア、中南米から研修生を受入れ、大気汚染対策に関する専門研修実施 ○環境問題をテーマにした創作童話を広く全国から募集	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（特定粉じんとして石綿を指定する等、法律改正に伴う改正：平成元年12月27日施行） ・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁長官、中央公害対策審議会に対し「生活雑排水に係る制度の在り方について」諮問（平成2年3月16日答申）
2年	3月	○「大阪市環境保全基金」を設置する ○市内男女4000人を対象にした、「快適環境づくり」についてのアンケート結果発表	4月	・大阪府、「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」策定
	4月	○水質常時監視システムを更新 ○「人間と自然の共生をテーマ」にした国際花と緑の博覧会開催される ○メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ○「ノーマイカーテー」実施	5月	・環境庁「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」策定
	6月	○「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議会へ諮問	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布（生活雑排水対策の推進を追加）平成2年9月22日施行 ・大阪府「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」策定 ・公害防止計画推進市区町村協議会の設立 ・環境庁「地球環境部」を新たに設置 ・国立公害研究所を国立環境研究所へ改組
	9月	○暮らしと環境フェアを3日間にわたり開催（低公害車フェア同時開催） ○環境問題をテーマにした創作童話絵本発刊	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組に関する検討会報告書」公表 ・地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布（ばい煙発生施設へのガス機関及びガソリン機関の追加） 平成3年2月1日施行 ・東京都「自動車交通量対策（中間報告）」を発表
	11月	○季節大気汚染防止対策実施（11月～1月）	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の廃棄物対策のあり方について」生活環境審議会答申 ・第2回世界気候会議（閣僚宣言採択） ・環境庁「環境保全のための循環型社会システム検討会報告書」公表 ・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策の在り方について（中間とりまとめ）」を発表 ・第1回ごみ減量化促進対策全国大会（和歌山） ・大阪国際空港の存続決定 ・中公審「有害廃棄物の越境移動対策のあり方について」答申
			11月	
			12月	

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 3年 (1991)	2月	○「大阪市地域環境管理計画検討委員会報告書」公表 ○大阪市公害対策審議会「追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申	2月	・大阪府低NOx機器普及促進方針制定
	3月	○上海市騒音対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3月	・「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（一部平成3年3月30日付は平成4年1月1日から施行） ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布（法律の有効期限10年延長） ・環境庁「自動車排出ガス量の許容限度の改正」 ・西淀川大気汚染公害第一次訴訟第一審判決（大阪地裁）
	4月	○追加悪臭4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ○「大阪市空気調和機器機能回復工事補助金交付要綱」制定	4月	・水俣病認定遅延損害賠償請求訴訟最高裁判決 ・「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
	6月	○大阪市低公害自動車普及促進検討会から低公害な都市型自動車の提案や低公害自動車の普及拡大などについて提言が示される		
	7月	○「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定 ○「大阪市環境教育基本方針」策定 ○「UNEP国際環境技術センター大阪設立準備室」設置	7月	・公益信託地球環境日本基金設定 ・「土壤の汚染に係る環境基準の設定について」中央公害対策審議会答申
	8月	○カナダのトロント市で開催の「世界都市と環境会議」へ本市職員を派遣 ○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」設立	8月 9月 10月	・水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加） ・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準について」告示 ・「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布、「同基本方針」公表 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急対策措置の一部を改正する法律」公布
	11月	○上海市へ本市職員を派遣し、上海市の騒音現況調査ならびに騒音測定・防止技術研修を実施	11月 12月	・環境庁「窒素酸化物自動車排出総量抑制方策のあり方について」発表 ・「今後の水俣病対策のあり方について」中央公害対策審議会答申 ・厚生省「第7次廃棄物処理施設整備計画」公表 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正」（水質自動監視測定装置による測定方法の追加）

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 4年	1月	○財団法人「地球環境センター」を設立 ○フェニックス事業開始 泉大津処分場－大阪基地の開業	1月	・「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規則等に関する法律施行令」一部改正
	3月	○「地球温暖化対策検討会」を設置 ○上海市から騒音防止担当職員を受入れ、研修を実施	2月	・水俣病東京訴訟判決（東京地裁） ・「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」中央公害対策審議会に対し諮詢及び答申
	4月	○「産業廃棄物管理指導計画」を策定 ○電気自動車コミュニティーシステム事業稼働始める ○「大阪市低NOx機器普及促進方針」を策定 ○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会へ諮詢 ○「固定発生源に係る窒素酸化物対策のあり方」策定 ○一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処分費用の改定	3月	・国道43号線公害訴訟二審判決（大阪高裁） ・大阪府「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」告示 ・新潟水俣病第二次訴訟判決（新潟地裁） ・大阪府「産業廃棄物管理計画」を策定
	5月	○「国連環境開発会議」公式関連行事 「アンセッド世界都市フォーラム」ならびに「エコブラジル'92」（国際環境技術博覧会）へ大阪市も参加	5月	・公害防止事業団法の一部を改正する法律公布（名称を環境事業団へ変更） ・大阪府「ごみ減量化のためのアクションプログラム」を公表
	6月	○大阪のごみを減らす懇話会提言 （包装廃棄物の減量化に向けて）	6月	・「ごみの減量化・再生利用対策の推進について」生活環境審議会廃棄物減量化再生利用専門委員会が公表 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律公布
	8月	○産業廃棄物実態調査の実施	7月	・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx法）公布
	10月	○市民環境学習ルーム開設 ○「大阪市固定発生源窒素酸化物対策指導要領」の改定 ○北区、都島区、旭区で空き缶・空き瓶の分別収集テスト実施開始 ○財団法人「地球環境センター」の特定公益増進法人化認可 ○UNEP国際環境技術センター開設記念シンポジウムを開催	10月	・「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルで開催 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行 ・UNEPと外務省の間でUNEP国際環境技術センターの設立に関する行政協定を締結
	11月	○UNEP国際環境技術センター建物の着工	11月	・「環境基本法制のあり方について」中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会答申
	12月	○「クルマと環境を考えるつどい」開催	12月	・自動車NOx法に係る特定地域の指定 ・自動車NOx法施行

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 5年	3月	○大気汚染常時監視システムを更新 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の制定 ○「大阪地盤沈下総合対策協議会」設立30周年記念誌発刊 ○地球温暖化対策地域総合推進モデル事業調査（エコトピア2000）完了 ○環境部機構改革により課係の統合、移管、名称、変更並びに新設を行う。 ○大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則の施行 ○大阪市環境保全推進本部の設置	1月 2月 3月	・自動車NOx法に係る総量削減基本方針告示 ・自動車NOx法に係る排出抑制指針告示 ・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正（水質環境基準健康項目追加及び基準値の見なおし）
	4月		4月	・環境庁「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについての大気環境指針」を設定、「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン」とりまとめ
	8月	○「環境影響評価制度のあり方について」大阪市公害対策審議会から答申	6月 8月	・海域の窒素及び燐に係る環境基準等の設定について」中央公害対策審議会答申 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正（悪臭物質として10物質追加：平成6年4月1日施行）
	9月	○UNEP国際環境技術センター竣工		・環境庁「水質汚濁に係る環境基準」及び「排水基準」の一部改正（海域の窒素燐について基準設定）
	11月	○大和川清流ルネッサンス21設立	11月	・「環境基本法」制定、公布
	12月	○ニューアース'93（地球環境技術展）に大阪市参加	12月	・「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定 ・環境庁「排水基準」の一部改正（ジクロロメタン等13物質について基準設定：平成6年2月1日施行） ・「自動車NOx法」に基づく車種規制開始
6年	1月	○クリチバ市（ブラジル）との環境保全交流に関する協定書に調印		
	1～2月	○本市職員をクリチバ市へ派遣	2月	・環境庁「土壤の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加）
	3月	○「大阪市地球環境保全行動計画」の基本方針策定	3月	・「大阪府環境基本条例」制定（同4月施行）
	6月	○大気発生源常時監視システムを更新 ○「大阪電気自動車コミュニティーシステム事業推進協議会」（E VOC）を「大阪低公害車コミュニティーシステム事業推進協議会」（LEVOC）に改組・拡充	6月	・大阪府公害防止条例を見直し、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」制定 ・第1回「環境の日」
	8月	○大阪市環境審議会の設置	11月	・国際エマックスセンター設立
7年	3月	○「大阪市環境基本条例」制定 平成7年4月1日施行 ○追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準告示	2月 4月	・大阪湾の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定 ・通産省「電気事業法」の一部改正（卸発電事業の一部自由化：平成7年12月1日施行）
	5月	○「地球環境を守る身近な行動指針（口一カルアジェンダ21おおさか）」策定	5月	・「大阪府化学物質適正管理指針」平成7年5月1日施行

年	月	大 阪 市	月	大 阪 府 、 国 、 そ の 他
平成 7年	7月	○「大阪市環境影響評価要綱」制定 ○「大阪市自動車公害防止計画」改定	7月	・西淀川大気汚染公害第二次～四次訴訟第一審判決（大阪地裁） ・国道43号線公害訴訟最高裁判決 ・環境庁「悪臭防止法」の一部改正 （排出水中に含まれる特定悪臭物質に係る規制基準設定：平成8年4月1日施行）
	10月	○「大阪市環境影響評価要綱」施行 ○廃冷蔵庫（粗大ごみ）からのフロン回収 モニタリング事業を2区において実施	10月	・自動車燃料に関する許容限度設定
	11月	○排出中に含まれる特定悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示		
	12月	○廃冷蔵庫（電気店）からのフロン回収バ イロット事業を2地域において実施	12月	・「オゾン層を破壊する物質に関するモン トリオール議定書」により、先進国にお ける特定フロン等は1996年末に生産禁止 HCFC（代替フロン）は2020年に全廃とな る
	8年		1月	・「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要 綱」 平成8年1月4日施行
			4月	・自動車排ガス量の許容限度設定 (9年度・10年度規制) ・第4次水質総量規制(COD)の削減基 本方針を関係都道府県に通知
		○「大阪市くん蒸施設管理指針」策定 平成8年5月1日施行	5月	・環境庁「大気汚染防止法」の一部改正 (有害大気汚染物質対策の推進に関する 規定の整備、自動車排出ガス規制の対象 の拡大〔125cc以下の原動機付自転車 追加〕、建築物解体等の作業に伴うアス ベストの飛散防止に係る規定の整備他)
			6月	・大阪府「化学的酸素要求量に係る総量削 減計画」策定
			7月	・環境庁「水質汚濁防止法施行令の一部を 改正する政令」(地下水の水質浄化に係 る措置命令等)を公布
		○「大阪市環境基本計画」策定		